

6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

6.1.1 実施状況

成瀬ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成 24 年 9 月 21 日までに検討の場を 4 回開催した。

第 1 回検討の場において確認された検討の場の規約を P.6-9～P.6-10 に示す。

また、これまでの検討の場の開催状況は P.1-8 の表 1.2-2 検討の場の実施経緯を参照。

(1) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

○平成 22 年 11 月 17 日に開催した検討の場（第 1 回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔秋田県〕 佐竹知事

- ・ これからの状況というのは、統計学的なものも含めて、これからの気象というものにある程度幅広に対応できるような形にしておくということが必要と考えている。ここまで来たダムであるので、河川流域のさまざまな政策も含めて、ストック調整としてのダムというのは、欠かせないと考えている。

〔秋田市〕 穂積市長（中川副市長が代理出席）

- ・ 成瀬ダムについては治水対策として早期の完成を望んでいる。また、かんがい、あるいは水道、発電、様々な目的を持った事業も予定されており、この恩恵をこうむる市町村にとってはなくてはならないダムだと感じている。
- ・ 堤防のない地域が秋田市の雄和地区にあり、近年においても、昭和 62 年、3 年前の平成 19 年の洪水で床上、床下浸水、農業被害があった。最近のゲリラ的な集中豪雨の多発もあり、地域の方々は非常に不安に思っている。
- ・ 成瀬ダムの早期完成はもちろんだが、連続堤防の整備、さらに河道掘削を促進して地域住民の安全、安心な暮らしを確保していただきたい。

〔横手市〕 五十嵐市長

- ・ 今回 TPP 絡みで米づくりを今後どうするかという話がいろいろ地元で出ている。これに対しては、私ども地球温暖化等々の進行で米をつくれる地域がどんどん北上するだろうと思っており、そういう意味では西日本では相当厳しい状況がこれから出てくるだろうと思っている。
- ・ 私どもとしては米づくりを軸としたまちづくり、地域づくりをこれからも引き続きあるということで、利水の観点でいうと、かんがい用水が減ることは、あり得ないと考えている。もちろん環境の保全上からいっても、水田の環境保全機能は下がることはない、これからはもっともっと高まるものだと思っている。

〔湯沢市〕 齊藤市長

- ・ 今年7月から9月にかけて特定の地域に短時間、多量の雨が降るとい、いわゆるゲリラ豪雨が発生し、道路や河川や農地などに多くの被害をもたらした。地域の住民の洪水に対する不安をまず解消するため、治水対策の必要性を強く感じている。

〔大仙市〕 栗林市長（久米副市長が代理出席）

- ・ 平成19年の集中豪雨により家屋や農地に大きな被害が発生した。また、西仙北地域の強首地区においては、現在500ヘクタール規模の圃場整備も実施しており、堤防が完成しないと、圃場整備が完了しても雨が降るたびに洪水が発生するということが、公共投資が無駄になると思っている。そういうことで、洪水の調整施設としてのダムの建設をお願いしたい。
- ・ 夏場に雄物川が濁水すると、ある一定のところよりも水位が下がれば取水してはいけないという、暫定の取水許可であり、年に数回取水できない場合が出ている。この場合は、他の地区から給水車により対応しており、そのほかには住民の方々に節水してくださいと広報車で回っている状況であり、このままいくと毎年そういう状況が出てくるので、何とかダムを完成して、安定水利権に移行できるようにひとつお願いしたい。

〔羽後町〕 大江町長（佐藤副町長が代理出席）

- ・ 下流の皆さんは飲料水として生活上の一番大事な問題を抱えているというようなことを聞くと、ぜひこのダム事業については関係市町村と力を合わせながら地域住民、それから県南、あるいは秋田市まで含めてぜひ一刻も早く完成していただければありがたいなと考えている。

〔東成瀬村〕 佐々木村長

- ・ 一般県民にもわかるような、理解いただけるパンフレット、あるいは説明資料を準備して、県民に訴えていく必要があると感じている。
- ・ 成瀬ダムはいつになったらできるのかといった期待をかけられていて、これはどういう経過で今休んでいるのか、そういったことも含めて我々ももっとダムの効果等について説明できる資料が欲しいということを感じている。
- ・ 村はダム対策室を、ダム事業が始まって以来、少ない職員の中から配置して、用地交渉やダム事業全体について、その事業の推進に当たっている。計画では、県営発電所の計画もあり、まさしくエコエネルギー対策としても大いに期待されることである。
- ・ 約10キロメートル上流には栗駒国立公園の栗駒高原、それから栗駒山、須川高原、須川温泉があり、夏場だけの観光地ですが、年間50万人の入り込みがある地域になっている。2年前の岩手・宮城内陸地震の影響で国道342号、398号が寸断された

が、今年の5月30日と9月18日に国土交通省東北地方整備局、県の努力により、再開通したばかりであるが、入り込み客も徐々に回復してきている。これに成瀬ダムが完工すると、地域に大きな観光資源としての役割が期待される。

- ・地域の住民はこれまで順調に進んできたのが、検証となって止まってしまって、大変不安、心配しているのが現実である。今後のスケジュールなども、今回の内容によればわかるが、ある程度概要でも、これから今後の計画を一般県民に知らせていかなければならないと感じている。

○平成23年2月23日に開催した検討の場（第2回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔秋田県〕 佐竹知事

- ・同じ予算をかけたとしても非常に時間がかかるものと、時間はそれほどかからないものがあるはず。やりやすいけれども100年かかるものと10年でできるという時間軸という、その間90年違いますといろんな影響が全部累計してくる。

〔秋田市〕 穂積市長

- ・ダムについていろいろな意見が、そこは共通の認識に持っていないと、これから事業を展開するときに、10年たてば数値がみんな変わるわけですね。こういった点についてどうお考えなのかをお聞かせいただきたい。

〔大仙市〕 栗林市長

- ・雄物川流域は堤外に民有地が非常に多い川、流域ではないかなと思っている。樹木を伐採するのであれば堤外の民有地も含めて考えないと効果というものは出てこないような気がしている。
- ・雄物川の上流から海までの堤外の民有地の割合を教えていただきたい。川の中だけやっても、堤外全体のことやらないと意味がないような気がしている。
- ・「ダム使用権等の振替は、需要が発生しておらず、水利権が付与されていないダム使用権を必要な者に振り替える方策」と書かれているが、この意味がよくわからない。また、既設ダムの容量のところで利水の数字は余っているということなのか、ご説明願います。

〔東成瀬村〕 佐々木村長

- ・ダム完成後はどちらかというとも森林保全の対策が置き去りにされていくのではないかと懸念を我々上流の地域としては持っている。
- ・今の時点から流域の森林の重要性について確認し合っていただくようなことを対策として申し合わせしていかないと、この後、課題として残っていくのではないかと考えており、そういった点についてのお考えがあればお示しいただきたい。

○平成 23 年 10 月 20 日に開催した検討の場（第 3 回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔秋田県〕 佐竹知事（堀井副知事が代理出席）

- ・ 今回の大震災、それから大雨による洪水等により、秋田県内でも相当な被害が生じ、住民に対して大変な不安を与えてしまった。今回の震災も含め、あらためて国民、住民が安心して暮らすことのできる防災体制の整備について、これまで以上に力を注ぐ必要が我々行政に求められていると思う。
- ・ 「全川にわたる河道掘削」という案が示されているわけでありますけれども、築堤、掘削とも膨大な工事量ということであり、また用地買収も 550 ヘクタールに及ぶが、こうした方式というのはひとつの治水の方法としてあると思うが、現実的に可能なのか。
- ・ 成瀬ダムは本体工事着工後 9 年と示していただいたが、こうしたケースをとった場合にはどれくらいの期間を要するのかということは示していただけないものなのか。そうでないと、我々は防災体制の整備というものに対して、喫緊の課題として迅速に取り組むということが求められているので、そうしたこともこの検討にあたっては必要なことではないのかなという感じる。
- ・ 今回の 6 月、7 月の豪雨により、県内の本川、また支川でも相当な箇所被害が発生している。住民からも一日も早い治水対策の強化について、私どもに求められており、そうした時間軸というところについても的確に評価をいただければと思う。
- ・ この震災の後で、さまざまな再生可能エネルギーの開発ということが我が国の非常に喫緊の課題になる中で、こうした水力発電については、本県でもこれまで相当な開発を進めてきているし、これからもなお一層その重要性が増してくるのだろうと思う。そしてまた、この成瀬ダムの計画においても、私どもは発電を行いたいと思っているわけであるが、こうしたことが、いわばこの検討のスキームの中に含まれていない形での比較検討がなされるということは果たしてどうなのか。
- ・ さまざまなケースの比較検証はこれからの作業になるのだろうが、経済的な比較のステージでは、ぜひとも発電というものも的確に効果として評価の対象にしていきたい。
- ・ 地下水取水による地盤の沈下とか、あるいは安定性、こういったものについては、今後詳細な調査が必要であるということを前提にしているということだが、私どももこうした点については大きな懸念は持たざるを得ないということをご理解いただきたい。
- ・ 今回の震災あるいはさまざまな水害等の災害を受けまして、我が国の防災対策の迅速な取り組みということが本当に国民的な課題として今求められているわけであるので、この検証についてもできるだけスピードを上げて行っていただくように改めたいをお願いを申し上げたい。

〔秋田市〕穂積市長（中川副市長が代理出席）

- ・ いろんなケースの詳細な比較をしていただいたが、秋田市の場合は最下流部のため海岸線もある。これらのケースごとに海岸保全、どのくらい土砂が流れてくるのか、侵食されるのか、そのあたりの検証はここには入らないものなのか。

〔横手市〕五十嵐市長（鈴木副市長が代理出席）

- ・ 生活の基盤としている農地の被害が少なくなるようなことをやっていかなければならないのではないかなというふうに思っています。そういう意味では、今回のさまざまな組み合わせの検討の中で、農地を守るということも強めに出していただきたいと思う。
- ・ 横手市では、現に地下水の吸い上げが安定的にできないということで、一つの村を上水に切りかえたという例がある。地下水取水が安定的にできるかという不安は現実には大きいということで、ぜひ検討の際には配慮いただきたいと思う。

〔湯沢市〕齊藤市長

- ・ 大仙市の自然災害の恐ろしさといいますか、喫緊の大変さということは痛感しており、私どもは、その点では上流部分ですので、余り大きな影響はない。ただ、今回の検証にあたり、利水のところで、人口の減少とか、リーマンショック以来、企業の転出により、その結果、利水量が少なくなったということは検証させていただいた。

〔大仙市〕栗林市長

- ・ 流域全体の流量からすれば、成瀬ダムというのは一部にすぎないのではないのかという気がする。整備計画がない河川ということで、我々も頑張ってきてきちんとした計画をつくっていただきたいということで、大臣に上げるところまでいったわけである。ですから、この成瀬ダムそのものがものすごい巨大ダムだとすれば別だが、全体からするとそう大きいダムでもないとしたら、この相当案というのを早く「整備計画案」として位置づけていただくことはできないか。
- ・ 我々の方はみんな無堤みたいなどころであり、遊水地等にされるのではないかと不安でたまらない。今年6月の大雨なんかは、ほとんど大仙市で受けたような形になっている。あそこまでできたのですから相当案ではなくて、「整備計画」という形でやっていただけないのか。
- ・ ダムの目的で、県が発電を計画しているということだが、今のさまざまなエネルギー関係からいって、水力発電もかなりの可能性があるのではないかとということで、小さいものも含めて見直そうという意見がある。これが仮に倍とか3倍ぐらいの発電所になった場合、このダムの諸元が大きく変わるものなのか。
- ・ 今の1,500億円程度のダムの構造をそんなに変えなくても付帯の施設をつくれればできるという考え方でよろしいか。
- ・ どうしても洪水から守るということになるとう人命と財産というのが中心になるが、

雄物川の沿川は我々散居的な集落というような表現をしており、職場あるいは住居が1ヶ所に固まっているところはあるが、全体としては農村地帯なので、散在した家屋というような形態が典型的なところである。住家中心にもの考えてしまうと輪中堤であるとか、そこの部分だけガードすればいいという考え方が代替案に出ている気がする。雄物川みたいに流域の広い河川の場合は、大体散居的に住んでいるという概念を代替案づくりの中に少し入れていただかないと、集中しているところだけを何とかする代替案がありますよ、ということになってしまうのではないかと。

- ・ このあたりは大水田地帯になっていますので、減反しようが、水田として整備しているわけですから、水田の保水機能とか、洪水に対して全体であればガードする、遅らせる機能とか、山の方は森林という形でやるのでしょうか、もう少し全体に表現できないものか。

〔羽後町〕 大江町長

- ・ 一番大きい計画であった鶴巢の築堤をやっていただいております、あの部分が改修されると、私どもは小さい川はあるが、一番大きいところが解決する。
- ・ あとは大久保堰等、堰が3つくらいあるが、最後の山田堰に着手していただければ大変ありがたいと思っている。

〔東成瀬村〕 佐々木村長

- ・ 「河川整備計画」がまだ作られていないという話があり、それに相当するのが今回は「河川整備計画相当案」というような形でご提示があるわけだが、いつの時点で「相当案」が「河川整備計画案」になっていくのか。
- ・ 「河川整備計画相当案」の中には、河道の掘削がすべての項目に入っているわけだが、今後の評価の中でこれが消えていくのか、あるいは一部は残っていくのか、そのあたりどうなのであろうか。

○平成24年9月21日に開催した検討の場（第4回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔秋田県〕 佐竹知事

- ・ 今年は、玉川が猛烈な濁水。玉川ダムを活用する対策案は、水害は別にして、水利用については、今年のような濁水の際は全く役に立たないということになるか。論理的には確率と統計の問題だが、利水について玉川ダム（の貯水）がない今の状況では（玉川ダムを活用する対策案は）（ダムの貯水が）なくなると捉えて良いのか。
- ・ 感覚論だが、気象状況が極端になっているということは、極端に雨が降らない状況になる場合、逆に大雨になる場合もある。日本全体、九州の例を見てもそう感じる。個々のダム論ではなく全体の論理からすると、貯水あるいは洪水調節機能、利水機能も含めたダムという装置が、ある程度一定水準あった方が無いよりはよく、そう

という意味では気象状況の流れからして、調節機能がきちっとあるということが、秋田県全体の様々な形のセーフティーネットが増えると感じる。気象学も含めた総合科学の面からどうなのか。

- ・ だいぶ時間がかかった感じがするが、我々が考えていた結論とほぼ同じである。
- ・ 問題は、これから国土交通省サイドでオーソライズするのがいつ頃になるのか。また、その後のタイムスパンはどうなっていくのか。スピード感をもって進めてもらいたい。

〔秋田市〕穂積市長

- ・ 新波地区の治水対策案で、河道を直線で結ぶ案が高額になることについて金額等を提示していただきたい。
- ・ 1年間の期間があったが、パブリックコメント等々に対して検証し、評価を出された訳であるが、それらについては適切だと感じている。また、治水、利水、流水の正常な機能の維持それぞれの目的別においても適切に評価されており、総合評価も適切だと思う。
- ・ 異常気象が続いている中、渇水やゲリラ豪雨もあり、それに対して調節機能が多いのはダムだと思っている。コスト的、期間的にも優位なのはダムということであり、是非とも早期着工を進めていただきたい。

〔横手市〕五十嵐市長

- ・ ダム建設構想が持ち上がった時は、今年のような渇水は想定していなかったような気がする。想定外という言葉が流行っている時代ではあるが、そのような中で改めてダムを建設することにより、地域における様々な水の活かし方が有効になると確信している。
- ・ だいぶ時間もかかって、体系的、網羅的に検討されているが、この検証にかかった時間・エネルギーは随分もったいないと感じた。
- ・ 成瀬ダムを建設するのが妥当だという検証の結果は、全く同感である。順調に進むことを強く望む。

〔東成瀬村〕佐々木村長

- ・ 成瀬ダム案で地域振興の評価があるが、現在、東成瀬村として成瀬ダム関係の地域振興策を検討しているところ。ダム事業が進まず少しストップしている状況であり、計画の進捗を図っていただきたい。
- ・ 赤滝について、現状を詳細に記録し資料により保存することだが、今後、東成瀬村と具体的に詰める必要がある。赤滝神社は現存しており、単に資料により確認するだけでは、神社を守ってきた方々に対する姿勢として説得力に欠けると思うので、よく調整をしながら具体化していただきたい。
- ・ 水源地の村としてダム事業に積極的に関わってきた。検証作業には心から敬意を表する。

- ・ パブリックコメントで出された対策等についても、詳しく資料を提示して総合評価をしているわけであり、その評価について全面的に賛意を表す。地元として流域の方々が安全に、しかも水を利用して、それから災害を未然に防止するという対策を出来るだけ早くとっていただくことを期待したい。
- ・ 現在、(事業が) 中断している状況であり、村の中のダムに寄せる気持ちが薄れるということを大変心配している。できるだけ早い着工に向けて今後のスケジュール、所定の手続きを進めていただきたい。

資料 1

成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 規約

(名称)

第1条 本会は、「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下、「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体（国土交通省東北地方整備局）による成瀬ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

(検討の場)

第3条 検討の場は、別紙-1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

第4条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。
- 3 その他、公開の方法は別途定める。

(事務局)

第5条 検討の場の事務局は、国土交通省東北地方整備局に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年11月17日から施行する。

【別紙－１】

「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

秋田県知事
秋田市長
横手市長
湯沢市長
大仙市長
羽後町長
東成瀬村長

【検討主体】

東北地方整備局長

(注) 構成員および検討主体については、代理出席を認めるものとする。

6.2 パブリックコメント

成瀬ダム建設事業の検証においては、関係地方公共団体からなる検討の場における検討を踏まえ、検証要領細目に示されている主要な段階である、複数の治水対策案、利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の立案を行った段階でパブリックコメントを行い、広く意見の募集を行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおりである。

- 1) 意見募集対象 : 「第 3 回検討の場で立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案」及び「第 3 回検討の場で示した複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見」
- 2) 募集期間 : 平成 23 年 10 月 22 日 (土) ~ 平成 23 年 11 月 21 日 (月)
- 3) 意見の提出方法 : 郵送、FAX、電子メール、閲覧場所の回収箱への投函
- 4) 資料の閲覧方法 : 東北地方整備局及び湯沢河川国道事務所「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討について」のホームページ
閲覧場所 : 国土交通省 東北地方整備局
 - ・ 秋田河川国道事務所、茨島出張所
 - ・ 湯沢河川国道事務所、十文字出張所、大曲出張所秋田市役所 (建設部道路建設課、各市民サービスセンターの市民窓口)
横手市役所 (建設部建設監理課、各地域局の産業建設課)
湯沢市役所 (建設部建設課、各総合支所の地域振興班)
大仙市役所 (建設部道路河川課、各支所の農林建設課)
羽後町役場 (建設課)
東成瀬村役場 (成瀬ダム課)
- 5) 意見提出者 : 19 (個人 15、企業・団体 4) のご意見を頂いた。
- 6) パブリックコメントに寄せられたご意見 :
パブリックコメントに寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、成瀬ダム建設事業の検証の参考とした。

表 6.2-1 パブリックコメントのご意見と検討主体の考え方(1)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の治水対策案の立案及び概略評価について】		
治01	<p>【具体的な治水対策案の提案について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転規則を一部改変するだけで洪水と利水を振り替え可能である。既設ダムでも時間やある期間の住み分けが可能であり、安全に運転できる。 ・過去の洪水の多くの場合に、その災害を既設ダムなどの施設とその運用(運転規則を含む)によって、大きく軽減できたはずである。 ・中流地区の強首地区から新波地区の区間、川を直線にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の治水対策案の立案において、「ダムの有効活用」として既設の玉川ダムと皆瀬ダムの治水容量を増やし、洪水調節ルールの変更を行った上で、治水効果を増大させる「かさ上げ案」の検討を行っております(複数の治水対策案の、ケース2-1 玉川ダムかさ上げ+河道掘削、ケース2-2 皆瀬ダムかさ上げ+河道掘削)。 ・なお、既設ダムの玉川ダムと皆瀬ダムは治水容量と利水容量の配分において、既往の洪水発生頻度・規模、河川水の不足する期間・規模等に基づき洪水期、非洪水期を設定した貯水池計画などにより、洪水調節と利水の二つの目的を満足するよう計画されております。 ・ご意見を踏まえ、既設の玉川ダムと皆瀬ダムの操作ルールを見直した案については、複数の治水対策案「Ⅰ. 既設ダムの有効活用による治水対策」の一つとして追加検討しております。 (第4回検討の場 資料5-1 P2~6 参照) ・ご意見を踏まえ、強首地区から新波地区の区間を、捷水路とした案、分水路とした案、現河道を遊水地として活用した上で捷水路とした案の3案について、複数の治水対策案「Ⅱ. 河道改修による治水対策」の河道掘削案を基本に、追加検討しております。 (第4回検討の場 資料5-1 P7~11 参照)

表 6.2-2 パブリックコメントのご意見と検討主体の考え方(2)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治02	【複数の治水対策案の立案及び概略評価について】	
	<p>【複数の治水対策案の検討について】</p> <p>・過大な目標設定(河川整備計画素案等)で洪水を河川に封じ込める発想から、流域全体で現実的な治水対策を積み上げていく考え方に転換すべき。</p> <p>・ダムの代替案として示された諸工事の数値(工事費)は当局のものでなく第三者のものでなければ客観性が無い。</p> <p>・参考資料に述べられている案件では情報の利用という項がある。この点での具体的検討も配布資料ではその詳細が分からない。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されております。</p> <p>・雄物川水系は、「河川整備計画が策定されていない水系」に該当するため、成瀬ダムの検証にあたっては、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」(平成21年6月15日「第5回雄物川水系河川整備学識者懇談会」に提示)の目標を、「河川整備計画において想定している目標と同程度の目標」として、複数の治水対策案の検討を行います。</p> <p>なお、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」は、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)」の策定に向け、「水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることが雄物川水系の治水の基本である」との考えのもと、「過去最大洪水等、昭和以降に発生した代表的洪水と同規模の洪水が発生しても外水氾濫による床上浸水等重大な浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても被害の軽減に努める」ことを整備目標とすることとして、学識者からなる「雄物川水系河川整備学識者懇談会」の意見を伺いながらとりまとめられたものです。また、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」における整備計画目標流量は、平成20年12月25日「第4回雄物川水系河川整備学識者懇談会」にて了承されたものとなっております。</p> <p>「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」及び「雄物川水系河川整備学識者懇談会」の開催内容については、以下のホームページをご覧ください。</p> <p>(http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01_kawa/gakushikikon/index.htm)</p> <p>・複数の治水対策案の検討においては、「河川を中心とした対策」に加えて、「遊水機能を有する土地の保全」、「部分的に低い堤防の存置」など、流域全体で治水対策を分担する「流域を中心とした対策」も検討しております。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体」とは、直轄ダムにおいては地方整備局等をいうと規定されており、治水対策案の立案における概算事業費等の算出についても、東北地方整備局が検討主体となって責任を持って検討しております。</p> <p>検証に係る検討に当たっては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、学識経験を有する者及び関係住民等の意見聴取を行う際に、できる限り分かりやすい説明に努めるなど、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講ずることとします。</p> <p>なお、工事費の算出については、「国土交通省 土木工事標準積算基準」等に基づき算出してあります。</p> <p>・「洪水の予測、情報の提供等」について、住民が的確で安全に避難できるように、洪水の予測や情報の提供等を行い、被害の軽減を図ることは重要な方策であり、全ての治水対策案(成瀬ダムを含む案及び成瀬ダムを含まない案)に共通して実施すべき方策としてあります。</p>

表 6.2-3 パブリックコメントのご意見と検討主体の考え方(3)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治03	<p>【成瀬ダムの治水効果について】</p> <p>・成瀬ダムの治水能力が検証されておらず、「河川整備計画相当案」を目標としてつくられた対策案であり評価はできない。</p> <p>・成瀬ダムの集水面積は極端に小さく、治水にはほとんど貢献しない。</p> <p>・ダムの流域面積に占める割合が1.4%なのに寄与率が4.7%だとする根拠を知りたい。</p> <p>また、当ダムのその寄与率が十分機能する程の降雨量があった際の樺川基準点の水高はどれほど増すのか、更にダム造成によって、これまで頻発し、また可能性のある地点の洪水は解消されると考えるが、その個所を明示されたい。</p> <p>・成瀬ダムの下流域に対する治水効果の検証を厳密に行うべき。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されております。</p> <p>・雄物川水系は、「河川整備計画が策定されていない水系」に該当するため、成瀬ダムの検証にあたっては、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」(平成21年6月15日「第5回雄物川水系河川整備学識者懇談会」に提示)の目標を、「河川整備計画において想定している目標と同程度の目標」として、複数の治水対策案の検討を行っております。また、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」における整備計画目標流量は、平成20年12月25日「第4回雄物川水系河川整備学識者懇談会」にて了承されたものとなっております。</p> <p>・治水基準点の樺川地点における流域面積(約4,035km²)に対して、成瀬ダムの流域面積(約68km²)が占める割合は約1.7%です。</p> <p>樺川地点における成瀬ダムの寄与率(※1)は、雄物川流域で発生した主要な13洪水を対象として流出解析(※2)を実施した結果、降雨特性により幅がありますが、最大で約4.7%となり、樺川地点における流域面積に対して、成瀬ダムの流域面積が占める割合を超える治水効果が認められるものです。</p> <p>(※1)ここでは、「成瀬ダムがないと設定したときの洪水ピーク時の流量」に対する、「成瀬ダムがないと設定したときの洪水ピーク時の流量と、成瀬ダムがあると設定したときの洪水ピーク時の流量との差」の比率とした。</p> <p>(※2)流出解析により算出した樺川地点の流量は、実績洪水時の降雨の地域・時間分布の違いのみに着目し、その他の条件については、全て同一と仮定したうえで、河道の氾濫がない状態で現時点の既設6ダムがあったものとして算出した推定値である。</p> <p>・「当ダムのその寄与率が十分機能する程の降雨量があった際の樺川基準点の水高はどれほど増すのか」について、成瀬ダムによる洪水調節の寄与率が約4.7%となるのは、昭和56年8月洪水の場合です。当該洪水時における樺川基準点の実績水位は、昭和56年8月23日22:00時点で3.05mであったのが、8月24日7:00時点には7.24mとピークを迎え、この間に4.19m上昇しております。</p> <p>・近年で被害が大きかったS62.8洪水以降、玉川ダム建設や河川改修事業を鋭意進めておりますが、H14.8洪水、H19.9洪水、H23.6洪水では、主に無堤地区が多く残っている中流部(玉川下流)で浸水被害が頻発しております。また、上流部でも無堤地区では浸水被害が生じていることから、河川整備計画相当案では成瀬ダムの下流域に対する治水効果の検証を行った上で、成瀬ダム建設と河川改修との組合せにより、これまで頻発している洪水を解消するものとしております。</p>
治04	<p>【「成瀬ダムを含む治水対策案」について】</p> <p>・堤防のかさ上げよりダムによる貯水。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案を立案しており、堤防かさ上げ案については、概略評価において棄却されております。</p> <p>・概略評価により抽出された検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、評価軸ごとの評価、目的別の総合評価及び総合的な評価を行い、対応方針(案)を決定することとしております。</p>

表 6.2-4 パブリックコメントのご意見と検討主体の考え方(4)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治05	<p>【「成瀬ダムを含まない治水対策案」について】</p> <p>[堤防の強化] ・旧西仙北町より下流の洪水箇所を堤防を強化。</p> <p>[遊水地] ・雄物川流域の適当な個所に遊水地を造る。</p> <p>・集中豪雨に備えるために、「広く浅く」の遊水地を確保すること。周囲堤は過大なものでなく現実的なものを工夫すること。</p> <p>・関係自治体と連携し、遊水地を地役権方式で最大限確保するよう努力するとともに、被害の際の共済制度を充実させること。</p> <p>[水田等の保全] ・昭和中期以降の土地改良事業によって、従来このエリアに停滞して遊水地機能を果たしていた旧河川敷の水は、その機能を奪われて一挙に雄物川幹線水路へと奔流のごとく流下していき、今日の下流域の洪水に加担していることになるのではないかと。水は個々の単位水田を満たすと、旧来のように隣接水田へではなく、ただちに排水路へと排泄され、幹線排水路へと原則急速に流出されている。「回復して用水路へと戻され利用されている」というけれども、数箇所を過ぎず、しかもその回復水も、枝線からその水田へ入れば直ちに再び排水路へと放棄されていく。「ゆっくりと流下」とは無縁どころか、従来に加算する流量を下流部基準点へ向けて排出していることとなる。水田の「洪水防止機能」は、人々の協力で充分対応できる。案としてたとえば洪水警報などの緊急時に日当を支払うとする。</p> <p>・河道よりはるかに広い中流域に内包される耕地、とくに水田の治水効果はよりの確に調査し算定しておくべきであるが、資料中には具体的説明が見当たらない。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されております。</p> <p>[堤防の強化] ・ご意見にある旧西仙北町より下流の洪水箇所の堤防強化について、「遊水機能を有する土地の保全」と「部分的に低い堤防の存置」を組み合わせたケース9、10、13以外の治水対策案においては、築堤として見込んでおります。</p> <p>[遊水地] ・ご意見にある遊水地については、複数の治水対策案の立案において、流量低減効果を発現するよう雄物川沿川で洪水を貯留するためのまとまった土地面積が確保でき、できる限り家屋移転等が生じない候補地として3地区を選定した「新たな施設による治水対策案(遊水地)」(ケース6-1、6-2、6-3)を検討しております。なお、遊水地内の用地については、地役権方式として検討しております。</p> <p>・また、「新たな施設による治水対策案(遊水地)」においては、遊水地の機能の保全の妨げとなる工作物の設置その他の行為の禁止等を目的として、地役権を設定することで検討しておりますので、遊水地内の農地については、従前どおりの営農が可能であると想定しております。ご意見にある共済制度を充実させることについては、共済制度を管轄する機関への意見と考えております。</p> <p>[水田等の保全] ・水田の「洪水防止機能」については、地域の方々のご協力をいただければ、その効果を十分に発揮することができるのご意見について、緊急時における日当の支払い等の経費は計上していないものの、水田の畦畔をかさ上げすることで雨水を貯留する効果を組み合わせ「雨水貯留・浸透施設、水田等の保全による治水対策案」について検討しております(ケース11、14、15、16)。 治水対策案の検討においては、現状の土地利用状況を前提としております。</p> <p>・水田等の保全については、面積約570km²(転作等除く)の水田を対象に水田の畦畔を15cmかさ上げし雨水を貯留することとして検討しております(「第3回 成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料-3 複数の治水対策案の立案と概略評価について」P36参照)。</p>

表 6.2-5 パブリックコメントのご意見と検討主体の考え方(5)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治06	<p>【河川整備について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨が懸念される現在、雄物川中流域の洪水対策こそ急ぐべき。 ・雄物川中流域における現事業（「雄物川中流部緊急対策事業」、強首地区下流の樋門工事等）を着実に早期に行うこと。 ・雄物川・玉川合流点より下流域での河道整備・河道掘削を年次計画を立てて着実にやること。 ・羽後町鶴巣地区の治水対策はしっかりした築堤で対応してもらいたい。 ・東成瀬村岩井川地区の洪水対策は、土砂が合流点付近に堆積しているので、河道掘削を優先してやっていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雄物川・玉川合流点より下流の雄物川中流地区は約20kmにわたり無堤であるため、他地区に比べて治水安全度が低く、水害常襲地域となっております。一つの集落として沿川では最も家屋の多い強首地区は、輪中堤により緊急的に洪水防御をしましたが、その上下流には未だ無堤区間が多く残されています。 ・現在、雄物川中流部緊急対策特定区間事業や河川改修事業により、築堤、河道掘削及び樋門等の整備を計画的に進めているところです。 ・羽後町鶴巣地区については、県道改良事業と連携し、必要な断面を有する道路兼用堤防として整備を進めているところです。 ・ご意見のある東成瀬村岩井川地区の河道掘削については、当該区間の河川管理者である秋田県より以下のとおり伺っております。 「ご意見の箇所については、成瀬川と合居川との合流点付近であると推測されます。現時点においては、河川流下断面が確保されていることから河道掘削の計画はありませんが、今後も河川を監視しながら状況変化の把握に努めるとともに、事業の実施については地元市町村とも協議をして判断したいと考えています。」
治07	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の地域行政の長のご意見の矛盾部分が多く、改めて全員の考えの共通理解の必要性を思った。 ・成瀬ダム建設は即刻中止。 ・食物連鎖を断ち切る事業はしないで下さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証にかかる検討に当たっては、(中略)関係地方公共団体からなる検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」と規定されており、成瀬ダム建設事業の検証に係る検討においても「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、平成23年10月までに3回開催し、検討内容の認識を深めながら検討を進めております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」の目標を「河川整備計画において想定している目標と同程度の目標」として、複数の治水対策案の検討を行っております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、概略評価により抽出された複数の治水対策案について、評価軸ごとの評価、目的別の総合評価及び総合的な評価を行い、対応方針(案)を決定することとしております。

表 6.2-6 パブリックコメントのご意見と検討主体の考え方(6)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の新規利水対策案の立案及び概略評価について】		
利01	<p>【具体的な新規利水対策案の提案について】</p> <p>・夏場のかんがい用水確保策として、皆瀬ダムの運転規則を改定し、7月1日までに機械的に貯留水を放流するのではなく、アメダス情報等にもとづいて貯水・放流をコントロールすること。</p> <p>・平鹿平野の扇状地上部(増田町・十文字町地区)に雪解け水、洪水時の水を溜める貯水池・遊水地を設け、夏場の渇水期に備えるとともに、適宜、地下水涵養のために利用すること。</p> <p>・皆瀬川の濁り解消策としても、皆瀬ダム・板戸ダムのヘッドロを浚渫し、利水容量を実質的に確保すること。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、複数の新規利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認の上、その量を確保することを基本として立案しております。</p> <p>・ご意見を踏まえ、皆瀬ダムの操作ルールを見直した案について追加検討しましたが、以下の理由から新規利水対策案とすることは困難といたしました。</p> <p>・皆瀬ダムの操作規則に定める洪水期間(7/1～9/30)は、既往の洪水特性などから適切に設定されております。洪水調節容量内に利水容量を確保した場合において、洪水調節容量を確保するため、洪水の発生までに水位を低下させる事前放流が必要となりますが、過去の出水などから検討を行った結果、事前放流による洪水調節容量の確保ができない場合があり、水位を下げきれず治水面にリスクを生じさせる可能性があります。 (第4回検討の場 資料5-2 P2 参照)</p> <p>・なお、新規利水対策案においては、「他用途ダムの容量買い上げ」として、皆瀬ダム治水容量16,200千m³を活用する案も検討しております。</p> <p>・ご意見にある貯水池・遊水地については、複数の新規利水対策案の立案において、「河道外貯留施設(調整池)案」として検討しております。なお、本案では地下水涵養のための利用については見込んでおりませんが、必要量が地下水取水可能と想定した「地下水取水」の検討を別途行っております(例えば、新規利水対策案(かんがい)のケース6)。</p> <p>・ご意見のある皆瀬川の濁り解消策については、皆瀬川の河川管理者である秋田県より以下のとおり伺っております。 「皆瀬ダムは、上流から流れ込む土砂が堆積する分の容量を確保しており、現在の土砂の堆積はその容量内に収まっています。そのため、新たに利水容量を確保するための浚渫予定はありませんが、今後も貯水池内の堆砂状況を監視し、状況変化の把握に努めます。」 「なお、一般的なダムと同様に出水時にダム貯水池や下流河川が濁る状況がみられます。皆瀬ダムとしては選択取水設備を活用して、貯水池の中で最も水質の良い層から取水し、下流河川への影響を極力少なくするよう努めておりますが、今後もダム貯水池及び下流河川の状況を監視しながら、水質悪化防止に努めます。」</p>

表 6.2-7 パブリックコメントのご意見と検討主体の考え方(7)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利02	<p>【複数の新規利水対策案の検討について】</p> <p>・南外地区、刈和野地区、大沢郷地区(大仙市)への利水は、日本海へ垂れ流している玉川ダムの水を活用すべきである。水系が違うので利用できないというのは到底理解できない。しかも、南外地区は今すぐにも水は必要である。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p> <p>・本検証の検討主体である東北地方整備局は、成瀬ダムの利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。この資料に基づき、東北地方整備局において必要量の算出が妥当におこなわれているか等について確認を行い、確認した必要な開発量を確保することを基本として新規利水対策案を立案しております。</p> <p>・ご意見にある玉川ダムの活用については、複数の新規利水対策案の立案において、大仙市の水道用水を玉川ダムのダム使用権等の振替により確保する案を検討しております(ケース14, 15, 16)。なお、現在、大仙市南外地区のほか、刈和野地区、大沢郷地区についても、将来的な安定水源を成瀬ダムに依存することを前提とした、暫定豊水水利権を取得して水道用水を取水しております。</p>

表 6.2-8 パブリックコメントのご意見と検討主体の考え方(8)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利03	<p>【必要な開発量の確認について】</p> <p>[新規利水全般]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道水の確保、渇水対策、農業用水は今では根拠ない。 ・建設ありきのデータに疑問。 <p>[水道用水]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(水道用水について)当該地域では、少子高齢化、人口減少が著しい。また、節水意識の向上、節水機器の普及等によって水需要は減少の一途であり、ダムを造る必要は全くない。 <p>[農業用水]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かんがい用水の利用のあり方として「水口→一枚の田んぼ→排水路」という使い捨ての水利用ではなく、上の田んぼから下の田んぼへと可能な限り繰り返し使う、昔ながらの方法を検討してもらいたい。 ・除草剤を効かせるための減水深20mm/日以下という基準で必要量を再検討し、過大な取水量を是正することを関係者に求めること。 ・「旱魃に飢饉なし」というように、数年おきに水が不足することはあるが、凶作になったことはない。 	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、検討主体である東北地方整備局において、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確認しております。</p> <p>「検証主体が行う必要な開発量の確認方法・結果」については、「第3回 成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料-2 事業等の点検について」において提示しております。</p> <p>・本検証の検討主体である東北地方整備局が、成瀬ダムの利水参画者(水道用水)である湯沢市・横手市・大仙市に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、各者から引き続き事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料をいただきました。この資料に基づき、必要量の算出が妥当に行われているか等を東北地方整備局において確認を行い、確認した必要な開発量を確保することを基本として新規利水対策案を立案しております。</p> <p>「検証主体が行う必要な開発量の確認方法・結果」については、「第3回 成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料-2 事業等の点検について」において提示しております。</p> <p>・本検証の検討主体である東北地方整備局は、成瀬ダムの利水参画者(かんがい用水)である東北農政局に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料をいただきました。この資料に基づき、必要量の算出が妥当におこなわれているか等を東北地方整備局において確認を行い、確認した必要な開発量を確保することを基本として新規利水対策案を立案しております。</p> <p>・ご意見にあるかんがい用水のあり方については、国営平鹿平野農業水利事業を所管している東北農政局より以下のとおり伺っております。</p> <p>「平鹿平野地区においては、かんがい用水を有効に利用するため、皆瀬・成瀬頭首工から取水した用水を上流の地域で利用した後、下流排水路に流出した用水を再び下流の地域でかんがい用水として利用する反復利用が行われており、事業計画における用水の反復利用については、水田に貯留された用水が地下に浸透して、その一部が下流の排水路に流出してきたものを排水路に堰を設け、反復水として再利用する計画である。」</p> <p>・ご意見にある減水深については、国営平鹿平野農業水利事業を所管している東北農政局より以下のとおり伺っております。</p> <p>「減水深は、地形、土壌、地下水位などによって左右されるため、国営平鹿平野土地改良事業計画で用いられる減水深は、平鹿平野地区内のほ場における実測結果に基づき設定している。このため、国営平鹿平野土地改良事業計画においては、昭和58年～昭和60年の実測結果に基づき、土壌タイプごとに分類し、期別で10mm～29mmと設定している。なお、平鹿平野地区において、平均減水深が20mm未満の減水深タイプに分類した計画面積は、全体面積の約7割を占めている。」</p> <p>・干害の被害量について、平鹿平野地区のみを特定できる統計はないものの、県南地方(湯沢市・雄勝郡・横手市・平鹿郡・大曲市・仙北郡)では、昭和53年～平成3年の14年間で5年、全県の統計のみとなった平成4年～19年の16年間では、全県単位で9年の干害が発生しております(出典:「秋田の農産物」(東北農政局秋田農政事務所))。</p>

表 6.2-9 パブリックコメントのご意見と検討主体の考え方(9)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利03	<p>・減反(転作)率が38%という現実のなかで、果たして2倍(皆瀬頭首工)の水が本当に必要なのかという住民の素朴な声に答える必要がある。米余りのなか、対象地域一律の減反(転作)率ではなく、適地適作で米作、畑作の配置を行うことが大切である。</p> <p>・農業用水は米が余り減反田、休耕田があり、水田用水の需要は減っている。</p> <p>・代かき期のかんがい用水の確保については、現実に大量の雪解け水が流れているのであり、豊水水利権のためにダムを造らなければならないという呪縛から解放されるべき。</p> <p>・東北農政局との連携により皆瀬川・成瀬川からの過大な取水を制限する方向で検討してもらいたい。</p>	<p>・ご意見のある皆瀬頭首工の取水量については、国営平鹿平野農業水利事業を所管している東北農政局より以下のとおり伺っております。</p> <p>「皆瀬頭首工において、計画取水量が既得許可水量の2倍となる期間は、かんがい期間(年間123日)のうち、代かき期間(年間15日)である。必要量は平鹿平野地区内のほ場における実測結果に基づく代かき減水深及び水田の耕起作業の実施日数など、地域の営農実態を踏まえて算定している。」</p> <p>・ご意見のあるかんがい用水の需要については、国営平鹿平野農業水利事業を所管している東北農政局より下記のとおり伺っております。</p> <p>「本地区では、水田の畑利用と水田利用を交互に行う、いわゆる田畑輪換を行う計画であり、畑利用から復田した場合、用水量は増加する。また、水田の転作には、水田と同様にかんがいをを行う非主食用米(加工用米及び新規需要米)等を含み、平鹿平野地区の受益地である横手市では非主食用米の作付けが増加しており、かんがい用水の需要は減少しているものではない。」</p> <p>・暫定豊水水利権については、営農形態の変化に伴うかんがい期間の前倒し等による代かき用水量の増加等による水需要の急増に水資源開発施設が追いつかないことから、水源確保のために必要な措置を早急に講じることを条件として、やむを得ず、暫定豊水水利権を許可してきたものです。暫定豊水水利権は、既得の安定水利権に影響を与えないよう、河川の流量が少ない時は取水できないのが原則であり、安定水利権に切り替えるには、ダム等の水資源施設を完成させるか、他の水利権を転用するなど、別途水源を確保することが必要であると考えております。</p>
利04	<p>【「成瀬ダムを含む新規利水対策案」について】</p> <p>・雄物川筋土地改良区では、将来に渡り安定した営農を行ってもらうためにも、現計画である成瀬ダムの早期完成を強く願っている。</p> <p>・概算事業費から比較しても、その他の問題事項の解決を図るより、現計画で進めるのが一番の妥当な対策だと思われる。</p> <p>・利水対策は早急に進めなければならない問題であるため、今更、新たな経費や時間をかけている場合ではありません。その事から、一刻も早くダムの本体工事の着工を望む。</p> <p>・成瀬ダムを早期に完成していただき、揚水機はなくしたいと考えている。</p> <p>・地域の地形、水利形態を考慮すれば、ケース2・3・6でさらに工事費をかけるよりも、すでに一部着工しているケース1で進めた方がベストである。</p> <p>・安定的なかんがい用水を考えると成瀬ダムの水源を確保できる事を一番に望む。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p> <p>・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(中略)1)目標(中略)2)コスト(中略)3)実現性(中略)4)持続性(中略)5)地域社会への影響(中略)6)環境への影響」と規定されており、抽出された新規利水対策案について、これに基づき評価を行っております。</p> <p>・なお、目的別の総合評価では、「一定期間内に効果が発現するかなど、時間的な観点から見た実現性を確認する」とこととなっております。</p>

表 6.2-10 パブリックコメントのご意見と検討主体の考え方(10)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利05	<p>【「成瀬ダムを含まない新規利水対策案」について】 [地下水案]</p> <p>・土地改良区管内は、特に夏場の渇水期に、営農に必要な河川水が足りず、やむを得ず改良区・農家自らの負担でポンプを運転し不十分ながらも、かんがい用水を補給している地域である。</p> <p>・農家に維持管理費用の負担がかかる、加えて地下水量が不安定なポンプ設備をこれ以上大幅に増やすなど到底考えられない。</p> <p>・地下水を利用しての取水に頼るといふ案は、現実的ではない。今現在でも、地下水の低下から、井戸水の水量は減ってきている状況である。いくらポンプを設置しても、安定した水の提供は約束できないと思う。</p> <p>・地下水取水に関しては、現在当土地改良区地区内に33箇所の管理する揚水機施設があり、毎年この維持補修に多額の経費を費やしているのが現状である。原因は何と言っても河川からの安定した取水が出来ず、特に中干し後の最も水の必要とする出穂期に水が足りない。</p> <p>・地下水取水に関しては、半永久的なものでもなく、地下水位の低下も懸念され、維持補修していくことは組合員負担の更なる増に繋がり、決して望むものではない。</p> <p>・地下水をかん養し利用すべき。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。</p> <p>・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(中略)1)目標(中略)2)コスト(中略)3)実現性(中略)4)持続性(中略)5)地域社会への影響(中略)6)環境への影響(中略)」と規定されております。抽出された新規利水対策案について、これに基づき評価を行っております。</p> <p>・「地下水案」については、新規利水対策案の評価軸ごとの評価の「実現性」技術上の観点から実現性の見通しはどうか」において、他に影響を与えない揚水量とする必要があるため、地下水賦存量調査や地盤沈下量調査など現地における十分な調査が必要である旨を、また、「環境への影響」「地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか」において、横手市等より地盤沈下などの周辺への影響が不明であるなどの不確定な要素に関する懸念が表明されている旨を、それぞれ記載しております。</p> <p>・「複数の新規利水対策案の立案」において、地下水の涵養について見込んでおりませんが、必要量を地下水取水可能と想定した「地下水取水」の検討を行っており、目的別の総合評価を行う新規利水対策案として抽出しております(例えば、新規利水対策案(かんがい)の、ケース6)。</p>
利06	<p>【検証の進め方について】</p> <p>・減反が始まり、人口の減少も続く中で、数十年前に企画された事業を見直さないでやろうというのがよくわからない。低成長期に入り、国や地方が膨大な借金を抱えている中で、しかも東日本大震災という未曾有の災害を受けた現在、公共事業も優先順位をつけて行うべき。</p>	<p>・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき予断を持たずに検討を行っております。</p> <p>「今後の治水対策のあり方について中間とりまとめ(平成22年9月)今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」では、「この「中間とりまとめ」に示した共通的な考え方に従って、個別のダム事業が点検されるとともに、幅広い治水対策案等を立案し評価されるプロセスを経て、予断を持たずに検証が進められ、必要な安全度を確保しつつも、よりコストが低い治水対策案等が見出されることを強く求める」とされております。</p> <p>なお、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」に基づいて、再評価も実施しております。</p>

表 6.2-11 パブリックコメントのご意見と検討主体の考え方(11)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利07	<p>[水力発電]</p> <p>・自然エネルギーの活用(水力発電)。</p>	<p>・成瀬ダムには、秋田県の発電事業が参画していますが、この参画は秋田県からの申請に基づき行われているものです。</p> <p>・成瀬ダムの発電は、発電専用の貯水容量を持たず、他の水利使用等の目的で放流する水を利用して行われる「従属発電(※)」であり、他の目的が効果を発揮することを前提として事業が成立しているものです。</p> <p>※「従属発電」とは、かんがい用水の用水路・水道用水のような他の水利使用の水路等に設置した発電施設において、発電のための取水が、通年、当該他の水利使用の運用に従ってのみ行われるものであり、既許可の他の水利使用に完全に従属する水利利用の形態を採っているものである。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持以外の目的(発電(他の水利使用に従属するものを除く。))等については、(中略)目的に応じた検討を行う。」と規定されております。成瀬ダムの発電は、「他の水利使用に従属するもの」に該当することから、目的別の検討の対象となっておりません。</p> <p>・なお、「今後の治水対策に関する有識者会議」が「中間とりまとめ」に関して平成22年7月に意見募集等を行い、その結果が同年9月に公表されています。そこでは「第8章における発電利水の位置づけを明確にすべき。」というご意見に対し、「発電専用容量を持たない従属発電については、新規利水対策案の評価において、例えば、発電を目的として事業に参画している者への影響の程度について評価することとします。」との考え方が示されております。</p> <p>・成瀬ダムの発電については、この考え方に沿って、新規利水及び流水の正常な機能の維持の対策案の検討の際にそれぞれ評価しております。</p>
利08	<p>[その他]</p> <p>・八木(皆瀬)頭首工(横手市増田町)の改修により同頭首工の貯水量は大幅に増加、水門が5基あるが6月以外は2基だけ開門され、3基は閉まったままである。ということは成瀬ダムがなくても水は十分にあるということではないか。</p> <p>・地域の水利利用の実態を見張り管理する人材と組織を作り水を大切に使う。</p>	<p>・皆瀬頭首工では、代かき期、普通期、非かんがい期、それぞれの期間において水利使用許可の範囲内で受益地に必要な水量を取水されております。ご質問については、取水口のゲート門数は最大取水量に対応したものとなっており、取水量に応じて取水口ゲートの開閉等の操作を行うこととしていると、雄物川筋土地改良区より伺っております。なお、皆瀬頭首工は取水位の確保を目的に設置されたものであり、貯留を目的としたものではありません。</p> <p>・ご意見にある人材と組織づくりについては、渇水調整の強化や節水対策の一環として考えられる方策の一つと認識しております。本検証においては、効果をあらかじめ定量的に見込むことはできない、もしくは困難であるが、全ての新規利水対策案に共通して実施すべき方策としております。</p>

表 6.2-12 パブリックコメントのご意見と検討主体の考え方(12)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案及び概略評価について】		
	【具体的な流水の正常な機能の維持対策案の提案について】	※該当する意見はありませんでした。
流01	<p>【複数の流水の正常な機能の維持の検討について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムによって「流水の維持」を行うという考え方は承服できない。アメリカでは川の生態系の復活のためにダムを撤去し始めている。ダム先進国のアメリカに率直に学ぶべき。 ・ダムも老朽化し、原発と同じように撤去しなければならない時期が必ず来るのだから、そのコストを今から考慮すべき。 ・データが疑問。 <p>・川底を広くし川の流量を維持する。</p> <p>・ダム建設に伴う生態系の破壊について、そのマイナス面を定量化する試みを行うべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流水の正常な機能の維持とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設等の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持、既得用水の安定取水等を考慮し、河川の流水が本来持っている機能を言います。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。」と規定されております。なお、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」では、動植物の保護等を考慮して岩崎橋地点における「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」を概ね2.8m³/sと設定しております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(中略)検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(中略)1)目標(中略)6)環境への影響」と規定されております。抽出された流水の正常な機能の維持対策案について、これらに基づき評価を行っております。 ・なお、ダムの堤体については、適切な維持管理を行うことにより永続的に使用する計画となっております。 ・川底を広くし川の流量を維持するのご意見について、川底を広くしても流量が変わらないとすれば、一般的には水深が減少するものと考えております。なお、河川においては、瀬・淵といった河道形態の下に動植物の多様な生息・生育環境が形成されており、川底の形状は、重要な環境要素と考えておりますので十分な配慮が必要と考えております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「(6)環境への影響(中略)(i)各評価軸が定量的評価を行うことは可能か(中略)主として定性的に評価せざるを得ないが、一部の事項については定量的な表現が可能な場合がある。」とされております。生態系への影響の定量化については、数値を用いて定量的に評価できないものは、どのような差があるかをできる限り評価することとしております。

表 6.2-13 パブリックコメントのご意見と検討主体の考え方(13)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
流02	<p>【河川維持流量について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「流水の正常な流量の確保」には生態系保全が含まれる。 ・魚たちには大水や川涸れのある環境が望ましい環境。 ・ダム下流域の河川状態を見れば明らかのようにどのダムの下流域との年間を通じて水量が激減し河川内に草が生えている。地球環境保持の役割を失われている。 ・夏の川の水位低下は驚くべきものがある。子どものころは成瀬川・皆瀬川で水泳ぎができたものである。八木(皆瀬)頭首工で水が止められているのも一因ではないか。 ・水泳ができるまでとはいかないが、もう少し水を流せないものか。 ・何故現在、流水が正常でないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流水の正常な機能を維持するために必要な流量とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設等の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、渇水時において維持すべきであると定められた流量、及び既得の水利流量の双方を満足する流量として設定しております。なお、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」では、動植物の保護等を考慮して岩崎橋地点における「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」を概ね2.8m³/sと設定しております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。」と規定されており、これに基づき検討を行っております。 ・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(中略)検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「立案した利水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(中略)1)目標(中略)6)環境への影響」と規定されております。抽出された流水の正常な機能の維持対策案について、これに基づき評価を行っております。 ・河川においては洪水から渇水までの流量の変動の下に動植物の多様な生息・生育環境が形成されており、流量の変動も動植物の生息地又は生育地の状況の保全・復元のためには重要な要素となります。動植物の生息・生育環境が流量の減少によって大きく変わると考えられる瀬やワンド等においては、渇水時においても生息・生育条件を保つことのできる一定量以上の流量を確保する必要があると考えております。 ・なお、現状の成瀬川及び皆瀬川については、少雨などにより河川水量が少ない状況下において、河川水位・流量が小さい状態が発生しております。成瀬ダム運用後は、洪水調節により洪水流量が低減されるとともに、岩崎橋地点における「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」である2.8m³/sを確保できるようになります。

表 6.2-14 パブリックコメントのご意見と検討主体の考え方(14)

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
流03	<p>【その他】</p> <p>[水源林の保全について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国有林に技能職員を、民有林には補助金を、中山間地域には「山の守り料」として現地住民に現金給付。 ・森を愛する全国の人達に参加を求め間伐、植林などの仕事をさせる。 <p>[皆瀬川の濁りについて]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆瀬川の濁りは一向に改善していない。水質改善に取り組み住民の信頼を得るべき。 ・ダムを選択取水設備が実際に河川の水質悪化防止に役立っているのか、予断なく検討してもらいたい(大松川ダムの例をみると役に立っていないのではないか)。 ・皆瀬川の水質を改良するために、皆瀬ダムの堆積物を除去してもらいたい。それができてこそ流水の維持だと思う。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清流を維持するために、ダムを造らないことが一番。 ・ダムに頼らなくても十分できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「水源林の保全」については、効果をあらかじめ定量的に見込むことは出来ませんが、流況の安定化の期待から効果量にかかわらず行うべき対策で、全ての流水の正常な機能の維持対策案に共通して実施すべき方策としております。 <ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のある皆瀬川の濁りについては、皆瀬川の河川管理者である秋田県より以下のとおり伺っております。 「一般的に出水時に河川は濁りが生じますが、ダムに濁った水が溜まるため、下流河川の濁りが多少長くなるのは事実です。」 「皆瀬ダムとしては、選択取水設備を活用して、貯水池の中で最も水質の良い層から取水し、下流河川への影響を極力少なくするよう努めておりますが、今後もダム貯水池及び下流河川の状況を監視しながら、水質悪化防止に努めます。(大松川ダムでも同様に努めています。)」 「また、皆瀬ダムでは、上流から流れ込む土砂が堆積する分の容量を確保しており、現在の土砂の堆積はその容量内に収まっています。そのため、新たに利水容量を確保するための浚渫予定はありませんが、今後も貯水池の状況を監視するとともに、下流河川への影響を極力少なくするよう努めます。」 <ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」においては、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。」と規定されております。 ・また、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(中略)検討にあたっては、必要に応じ、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」と規定されております。抽出された流水の正常な機能の維持対策案について、これに基づき評価を行っております。

6.3 意見聴取

「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階で、学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施した。

また、これらを踏まえ「雄物川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長及び関係利水者からの意見聴取を実施した。

6.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取

1) 意見聴取対象 : 「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」

2) 意見聴取日 : 平成 24 年 10 月 30 日（火）

※なお、欠席の木村一裕氏、佐藤照男氏、穂積志氏は書面にて意見を頂いた。

3) 意見聴取を実施した学識経験を有する者 :

表 6.3-1 学識経験を有する者

氏名	役職等
井上 正鉄 <small>いのうえ まさかね</small>	秋田大学教育文化学部 教授
小笠原 暁 <small>おがさわら こう</small>	秋田大学 名誉教授
栗林 次美 <small>くりばやし つぐみ</small>	大仙市長
佐々木 哲男 <small>ささき てつお</small>	東成瀬村長
杉山 秀樹 <small>すぎやま ひでき</small>	秋田淡水魚研究会 代表
羽田 守夫 <small>はねだ もりお</small>	秋田工業高等専門学校 名誉教授
松富 英夫 <small>まつとみ ひでお</small>	秋田大学大学院工学資源学研究科 教授

4) 学識経験を有する者からのご意見

学識経験を有する者から頂いた主なご意見について以下に示す。

表 6.3-2 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方(1)

	学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
秋田大学 教育部科学部 教授 井上 正鉄	<p>・遊水地について、地域住民に説明しているのか。</p> <p>・環境に関しては、小笠原委員と全く同じ考え、文化環境、自然環境、その他環境といふものがある。 (※下欄の小笠原名誉教授の意見参照)</p>	<p>・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「検証要領細目」という。）」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・「検証要領細目」において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)3)実現性 4)土地所有者等の協力の見通しはどうか(略)7)環境への影響」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>遊水地については、評価軸ごとの評価「実現性」(土地所有者等の協力の見通しはどうか)において、「従来築堤が進められていた地域の堤防背後地に遊水地を整備することについては、地域がこれまで想定していなかったものであり、土地所有者等の合意形成が必要である。なお、現時点では本対策案について土地所有者等に説明等を行っていない。」と評価しています。</p> <p>環境への影響としては、1)水環境に対してどのような影響があるか 2)生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか 3)土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのような影響するか 4)景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか 5)その他と規定されており、これに基づき評価を行っています。</p>
秋田大学 名誉教授 小笠原 高	<p>・環境への影響というのが随所に出てくるが、環境が何たるものかということも明記していない。環境は非常に広く、農水省ではダムも環境だと言うかもしれない。そういう環境へのくくりをはっきりさせた上で環境を議論しないと、何が何だかわからないということにも陥らないかなという感じがする。</p>	<p>・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「検証要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・「検証要領細目」において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)7)環境への影響」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>環境への影響としては、1)水環境に対してどのような影響があるか 2)生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか 3)土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのような影響するか 4)景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか 5)その他と規定されており、これに基づき評価を行っています。</p>
秋田大学 工学資源学部 教授 木村 一裕	<p>・洪水調節、かんがい、水道利用、流水の正常な機能の維持、いずれの目的においても環境に対する最大限の配慮のもとに事業効果が早期に得られる代替案とすべき。地下水利用は、環境への影響が懸念されること、堤防のかさ上げ等は事業効果の発現時期が遅いことに留意する必要がある。</p>	<p>・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「検証要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・「検証要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確かな評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響も含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき、時間的な観点から見た実現性や環境への影響を踏まえた目的別の総合評価を行っています。</p>
大仙市長 栗林 次美	<p>・一般市民から洪水調整の機能として遊水地を一般論として聞かれる機会がある。現実、遊水地をつくることといった場合、相当の水田、耕作地を実際はつぶさなければならぬということになるので、市民の皆さんは、自分のところ以外はいい、自分のところはやめてくださいと、こういうような感じである。</p> <p>・成瀬ダムの関係でも遊水地のお話がパブコメに出てきていますが、これについては本当に局部的なものではあるかもわからないが、全体でできるのかなど。古い時代の渡良瀬川の大遊水地みたいなそんなことはできるわけがないので、余り現実的ではないのではないかなど。大仙市管内で仮に遊水地というものがある場合、代替案として出てきた場合、とても地元市として対応、対策というのはまず不可能ではないかなど思っている。</p> <p>・そこに住んでいる人たちのさまざまな対応として、ある意味では時間とコストと、大きく言うと安全とか環境とか、そういう問題を十分考えて、ある期間にやっておかないと、そこに住んでいる人たちは決して幸せになれないと思っている。</p>	<p>・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「検証要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・「検証要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確かな評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響も含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っており、洪水調節(治水)の目的別の評価においては「遊水地案」等よりも「成瀬ダム案」が有利であるとの結果となっています。</p>

表 6.3-3 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方(2)

	学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
<p>大仙市長 栗林 次美</p>	<p>・雄物川は河川整備計画がまだない川であるが、ようやくダムも含めて河川整備計画の案までいったわけである。これが平成21年でとまっているという現状の中で、中流部ではほとんど無堤、あっても暫定の暫定的な状況で洪水から防御はできないという状況である。河川整備計画とダムを一体にして、今いる人たちがいる間に、亡くなる前に一定の目的をつけていかないと、松富先生おっしゃったような、かなりのレベルというよりも今でも暫定の中で安全度を確保する、あるいは一定の洪水が来た場合でもその中で住民の対応を考えていく、そういう概念でいかないとものが進まないのではないかと思う。</p> <p>・整備計画での検討の中で、ダムの完成時点での費用が大体1,500億という数字が、今回の検討の中でもほとんど動いてないということは、かなりしっかりした計画で今まで進んできたのではないかと考えている。住民のさまざまな問題を考えると、一利水者として水道の問題でも、これからまた当ての無い形で13,000m³/日の水を見つけないというよりも、今は暫定だけれども、水をいただいているという立場、それから雄物川全体の洪水調整の一機能を成瀬ダムが担えるのだということになると、玉川のダム群と成瀬のほうと、それから横手の大松川含めた相野々のダム群、もつとつくってもいいかわからないが、これで何とか雄物川水系をひどい洪水にならないように堤防の問題を含めて前に進めていただきたいというのが、自治体として参加している者の意見である。</p>	<p>・「検証要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。」と規定されており、参考として示されている26方策について検討を行い、様々な方策を組み合わせて出来る限り広い治水対策案を立案し概略評価を行った上で、「成瀬ダムを含む治水対策案」と合わせて7つの評価軸で評価を行っています。</p> <p>・洪水調節(治水)、新規利水(上水道、かんがい)、流水の正常な機能の維持等の各目的別に検討を行い、これらを踏まえて最終的に、検証対象ダムの総合的な評価を行っています。</p> <p>・なお、対応方針の決定ののち、速やかに河川整備計画を取りまとめ、河川整備計画に位置づけた河川改修等を着実に進めたいと考えています。</p>
<p>東成瀬村長 佐々木 哲男</p>	<p>・10月初旬に集中的な雨が降り、これによって成瀬川上流域で大量の流木と土砂が流出した。水田にまで流出し来年に影響しそう。上流部でも氾濫している現状があり、農作業にも影響を与えている現実があることを皆さんに知っていただきたいと思います。</p> <p>・遊水地の話があったが、私ども地域、流域に限ってはそんな遊水地をつくるような余裕は、全くないと申し上げたいと思う。そういったところで正常な流水を確保するための場所もないし、またそういう適当なものをつくるのは大変なことになるだろうと思う。特に我々が感じているところでは遊水地の話というようなことは全く出てきていないということをお願いさせていただきたいと思う。</p>	<p>・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「検証要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・治水対策の立案については、「検証要領細目」において「各方策の効果は河川や流域によって異なり、河川や流域の特性に応じた治水対策案を立案することとする。」と規定されており、これらに基づき、検討主体が有している情報に基づき可能な範囲で治水対策案を立案しています。</p>
<p>秋田県立大学 生物資源科学部 佐藤 照男</p>	<p>・かんがい代替案の地下取水は、自然などへの影響もあることを考慮すべきと思われる。平鹿平野は、恒常的な用水不足が生じており、地下水利用や番水などの厳しい水管理により用水不足に対処している状況である。営農の生産性を上げるためには、かんがいの用水の安定的供給が不可欠である。</p>	<p>・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「検証要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・かんがい用水については、本検証の検討主体である東北地方整備局は、成瀬ダムの利水参画者である東北農政局に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料をいただきました。この資料に基づき、必要量の算出が妥当におこなわれているか等を東北地方整備局において確認を行い、確認した必要な開発量を確保することを基本として新規利水対策案を立案しております。</p> <p>・「地下水取水案」の評価軸ごとの評価「環境への影響」(生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか)において、「地下水位の低下により、近隣の湿地、沼などで生息・生育する動植物に影響を与える可能性があると想定される。」と評価しており、「地下水取水案」を実施する場合には、事業主体においてそれらに関する調査を実施する必要があると考えています。</p>
<p>秋田淡水漁研究会 代表 杉山 秀樹</p>	<p>・環境への影響を評価軸で説明しているが、パブリックコメントでは、魚、鮎、濁りが懸念されている。現段階では予想できない部分が多いかと思う。どのような対応が可能なのか、あるいはそうなった時にどのように対応するのか、そういうことが一番大事と考えている。</p> <p>・今の全体的な流れとしては、例えばアダプティブ的な対応。最初からこうすると決めるのではなくて、やってみながら、状況を見ながら、あるいは事前にプレコーショナルな、事前に何があるかわからないことはやるとか、そういう中でモニタリングが重要である。こういうことをやらない限り、結局は予想されている問題に対応できないと考えている。現段階では、環境への評価という部分が若干少ないというか、逆に言えば今言ったような対応をきっちり対応していただきたいという意見である。</p>	<p>・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「検証要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・評価軸ごとの評価における「環境への影響」については、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにして評価を実施しています。</p> <p>・なお、現在、魚類及び底生動物調査を実施しているほか、水質については、浮遊物質量(SS)等を調査しております。また、環境影響検討の方針・内容並びに事業の進捗にあわせた環境への適切な配慮事項について検討することを目的として、専門家からなる「成瀬ダム環境検討委員会」を設置し、環境調査、影響予測及び保全措置等の検討を行っており、今後もモニタリング調査により現状把握を行い、必要に応じ適切な対応が図られるよう努めます。</p>

表 6.3-4 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方(3)

	学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
秋田淡水漁研究会 代表 杉山 秀樹	<p>・いろいろな形で湧き水の問題を懸念されているところがあると思う。魚、特にトゲウオの調査研究をやっている立場から見ても、平鹿を含めて非常にいろんな問題が出ているわけだが、この成瀬ダム の検証の過程でどういうふうな形で湧き水との関係を考慮し、 考えて、あるいは検討したのか。</p> <p>・地下水利用というのは影響があるなどというのは直感的に感ずる わけだが、成瀬ダムを予定した場合には流水が維持されていく中 で、湧き水にどのようなことが考えられると予想されるのか。</p> <p>・河川のフラッシュの問題については、すごくポジティブとネガティ ブ、2つの面があると思う。れきの間に土砂がたまって、それが何 年かに1回洪水になる。そうすると底の土砂が流れ、れきの間が キレイになるという面もあるが、一方では地域住民にとっては洪水 の問題もあり、本来のプラス、マイナスの意味があると思う。そう いう意味で成瀬ダムを選んだといった中で、プラスとマイナスの部 分があるというふう思う。</p>	<p>・「地下水取水案」の評価軸ごとの評価「環境への影響」(生物の 多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響がある か)において、「地下水位の低下により、近隣の湿地、沼などで生 息・生育する動植物に影響を与える可能性がある」と想定される。」 と評価しており、「地下水取水案」を実施する場合には、事業主体 においてそれらに関する調査を実施する必要があると考えていま す。</p> <p>・「成瀬ダム案」の評価軸ごとの評価「環境への影響」(土砂流動 はどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか)について、 利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる 限り明らかにして評価しています。その結果、「シミュレーションに よると、成瀬ダム直下の成瀬川では、流況の変化による河床材料 の粗粒化等が予測される。」と評価しており、ダム完成前後におけ るモニタリング調査などにより状況把握を行い、必要に応じ適切な 対応が図られるよう努めます。</p>
秋田工業高等専 門学校 名誉教授 羽田 守夫	<p>・流域に住む住民にとっては、水は絶対に必要なものである。その 水源である河川等は常に変動しているの、その変動の平準化 装置としてダムのような施設というのは、基本的に必要な施設で あると認識している。この成瀬ダムに関しても、いろんな観点から 見て必要な施設なのではないかと思っている。</p> <p>・今回の検証は、ダムだけではなく、さまざまな代替案も含めて検 討された結果、経済的な面から見て一番いいという結果になって いるが、これまでダムを主体として事業を考えてきたことを裏づけ た結果になっているように思う。その点はこれからももう少し住民 の方々に理解していただく必要があるのではないかと。</p> <p>・水を貯めるとどうしても汚れるという問題が出てくる。報告書(素 案)に書いてあるとおり3つの観点があり、水温が変化し、濁り が変化し、3つ目は富栄養化するということである。</p> <p>・水温に関しては、夏の時期は成層が起きて表面の水温が上がって くる。底のほうは冷たくなる。したがって、それを利用するとき には当然のことながら選択取水施設が必要になってくる。それにつ いては対応しているの、余り大きな影響はないかと思っている。</p> <p>・水温が上昇すると生物化学的な活動が活発になってくることによ って、藻類の増殖とかが生じるので、いわゆる富栄養化に近い ような現象が出てくる。その程度は入ってくる水の水質に影響す るが、成瀬川の場合はかなり山のの上流にあるので、渓流水に近い水 質を持っていることから、影響は余りないのではないかと。</p> <p>・今年の夏のような渇水の時期は、水温が通常よりも上昇して、生 物活動が活発になってくると藻類が増殖して、CODが上がった という現象が必ず見られる。これは、東北地方の全く人為的な汚 濁がないようなダム湖等においても、ある一定の時期だけが、 ほとんど毎年のように起こっている現象ではないかと思う。した がって、成瀬ダムについても将来ともそういったことは起こり得る ということは、考慮しておくかなければならないのではないかと 思っている。ただ、継続的に人為的な排水水が入ってきていないので、 それはあくまで一時的、あるいは限定的なものであるというふう に考えている。</p> <p>・洪水のときには大量の濁質が入っており、それを蓄えるので、そ の大きなファーストフラッシュという、その現象を抑えるという大 きな効果がある。一方で、貯まった水は後で少しずつ放流してい くので、濁質は沈降するが時間がかかるので、一定程度の期間、そ の影響が続くということはやむを得ないということだと思うし、報告 書(素案)にも多分20日間程度続くというふう書いている。その 点は残念ながら防ぐ方法はないので、住民の方々に理解してい ただくほかにはないのではないかと。</p> <p>・酸性水が若干入っているという問題があるが、これも一時的に 入っているだけなので、余り大きな影響はないかなという感じはし ている。</p> <p>・2つ、3つほどのマイナス点は当然ダムをつくれればあるが、それ 以上のメリット、つまり人々のあるいは都市の生活を安定化させる という意味が非常に大きいという観点から見て、必要な施設では ないかと思っている。</p>	<p>・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方 に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえ て、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検 証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法 を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき、判断を持た ずに検討を行っています。</p> <p>・成瀬ダム建設事業の検証に係る検討にあたっては、「検証要領 細目」に基づき、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性 の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じる ため、検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の 場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパ ブリックコメントを行い、広く意見を募集しています。また、学識経験 を有する者、関係住民の意見を聴いています。</p> <p>・検討の場、パブリックコメント及び意見聴取の実施について、事 前に報道機関に記者発表するとともに、東北地方整備局及び湯 沢河川国道事務所のホームページで公表しています。また、検討 の場は原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、 関係資料、議事録を東北地方整備局及び湯沢河川国道事務所の ホームページで公表しています。</p> <p>・「検証要領細目」において「立案した治水対策案を、河川や流域 の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。 (略)7)環境への影響」と規定されており、これに基づき検討を行 っています。</p> <p>環境への影響としては、1)水環境に対してどのような影響がある か2)生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような 影響があるか3)土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのよ うに影響するか4)景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのよ うな影響があるか5)その他と規定されており、これに基づき評価を 行っています。</p> <p>・「成瀬ダム案」についても、評価軸ごとの評価「環境への影響」 (水環境に対してどのような影響があるか)について「ダム完成後 のダム下流への影響について、水質予測によると、水温について は夏期から秋期にかけて水温の放流が生じる時期がある一方で 貯水位が急激に低下した場合は冷水放流の可能性があるので、 環境保全措置として、選択取水設備を設置する必要がある。」、 「選択取水設備を設置することにより、ダム放流水の濁度は、ほぼ 年間を通じて流入水の濁度を下回る一方で洪水後20日程度の濁 水の長期化が発生する場合がありますと予測される。」「富栄養化 の発生する可能性は低いと予測される。」と評価しており、選択取 水設備の適切な運用により濁水の長期化等に対処していくことと しています。</p> <p>・なお、現在、ダムサイト上流から下流の皆瀬川まで12地点(赤 川・北ノ俣沢・ダムサイト(トクラ)(成瀬川)・大深沢(支川)・松ヶ沢 (支川)・手倉(成瀬川)・合居川(支川)・田子内(成瀬川)・狙半内川 (支川)・安養寺(成瀬川)・戸波橋(皆瀬川)・岩崎橋(皆瀬川))で流 量・水質観測を継続的に実施しております。</p> <p>また、水質については、浮遊物質量(SS)・濁度・燐化合物・窒素化 合物・溶存酸素量(DO)・生物化学的酸素要求量(BOD)・化学的酸 素要求量(COD)・水素イオン濃度(pH)・水温を調査しております。</p>

表 6.3-5 学識経験を有する者のご意見と検討主体の考え方(4)

	学識経験を有する者の主なコメント	検討主体の考え方
秋田市長 穂積 志	<p>・さきの会議でも述べたとおり、各目的別評価や総合評価については、これまでの検討の過程において適切になされていると思う。したがって、本検討報告書(素案)については、コスト的、期間的な面はもとより、治水や利水などへの多様な調節機能を持つ「成瀬ダム案」を最も有利であるとしていることから、妥当なものであると考える。</p>	<p>・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方」に関する有識者会議がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「検証要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p>
秋田大学 工学資源学部 教授 松富 英夫	<p>・東北地方太平洋沖地震津波があった。我々の認識として、例えば施設したいなもので地域を守る規模のもの、あるいはもうとても施設では守れない、そういった規模のものがあるという認識は皆さん持っておられるかと思う。</p> <p>・今回の対象流量は、今後30年間の河川整備計画の素案をもとにしているということで、そのときの流量規模等は、樺川で7,100m³/s。対象の規模としては、ダムだけではなくて遊水地とかいろいろな方法があるが、施設等で対応できる流量規模かというふうに考えている。</p> <p>・雄物川の場合は、上流域から下流域まで全川にわたって問題がある状況。コストという面で議論していくと、最上流域にある程度大きな対応をして沿川で対応してくる、そういうふうな集中的な対応というのが、コスト的には効率的で少なくなるということは想像できる。今回のこの検討は、コスト面で見たならば成瀬ダムと河道改修案が安くなるというのは、妥当な結果かなと思っている。</p> <p>・これから先は、地球温暖化という問題もある。そういうふうな不確定要素があると思う。例えば30年後、今回の整備水準で実施したとしても、さらに整備をしていかなければいけないという状況になっている。既設ダムでいろいろ対応するという手段もあるかと思うが、そういうものは今後まだ対応しないといけないということで、そういう段階等で対応するというか、今後の手法として残しておいたほうがいいのかなと思っている。</p> <p>・予備放流は、それはソフトだけなので、そんなにお金がかからないというのであれば、すぐにでも採用していただければと思っている。</p> <p>・環境の影響を検討しているということであるが、結局は定性的に終わっているような気がする。まだ環境面に関して定量的に評価するというのは、技術的に難しいものだろうと思うが、今後長い時間はかかるだろうが、少しずつ検討し、進歩させていって、定量的に評価できるようになるといろんな評価がより説得力のあるものになっていくのではないかなと思っている。</p> <p>・今回の案はあくまでも途中だと、まだ将来長い間いろいろと対策をとっていかないといけないものであり、この段階でパーフェクトということはないと考えている。</p> <p>・成瀬ダムの場合には100年間で大体350万m³ぐらい土砂がたまる。逆に言えば100年間で350万m³が下流に流れないということである。これこそ場所、場所による。上流から砂が来ないところでは、どんどん洗掘が起こって堤防等に被害が起こることか、そういうこともあるだろう。もっと大きな問題としては、それこそいろんな支川とか流れてきているので何とも言えないのだが、海に流れ出す、砂が少なくなるとなると海岸侵食が起こるといった問題も起こってくるだろう。これは、環境問題と同じでなかなか定量的に評価するのは難しいというふうに考えている。より定量的に議論するとすればしっかりした観測データが必要だと考えている。</p>	<p>・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方」に関する有識者会議がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・「検証要領細目」において、「評価軸についてそれぞれの確かな評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響も含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っています。</p> <p>・「成瀬ダム案」の評価軸ごとの評価「柔軟性」(地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか)において「容量配分の変更については技術的に可能であるが、関係利水者等との調整が必要である」と評価しています。</p> <p>また、既設ダム有効活用としての予備放流については、「観測データの蓄積、降雨の予測技術が向上すれば、より効率的な予備放流の見直しが可能になるが、関係利水者等との調整が必要である」と評価しています。</p> <p>・現在、ダムサイト上流から下流の皆瀬川まで12地点(赤川・北ノ俣沢・ダムサイト(トクラ)(成瀬川)・大深沢(支川)・松ヶ沢(支川)・手倉(成瀬川)・合居川(支川)・田子内(成瀬川)・狙半内川(支川)・安養寺(成瀬川)・戸波橋(皆瀬川)・岩崎橋(皆瀬川))で流量・水質観測を継続的に実施しております。</p> <p>また、水質については、浮遊物質(SS)・濁度・燃化合物・窒素化合物・溶存酸素量(DO)・生物化学的酸素要求量(BOD)・化学的酸素要求量(COD)・水素イオン濃度(pH)・水温を調査しています。</p> <p>・なお、環境影響検討の方針・内容並びに事業の進捗にあわせた環境への適切な配慮事項について検討することを目的として、専門家からなる「成瀬ダム環境検討委員会」を設置し、環境調査、影響予測及び保全措置等の検討を行っており、今後もモニタリング調査を実施により現状把握を行い、必要に応じ適切な対応が図られるよう努めます。</p> <p>・また、自然環境や動植物に配慮することを目的に、専門家の意見を踏まえ、事業による環境の変化を監視するため、事業区域内を定期的に巡視しており、工事実施にあたっては、施工による環境への影響を確認しています。</p> <p>・「成瀬ダム案」の評価軸ごとの評価「環境への影響」(土砂流動はどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか)について、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにして評価しています。その結果、「シミュレーション」によると、成瀬ダム直下の成瀬川では、流況の変化による河床材の粗粒化等が予測される。また、河口部を通過する土砂量の変化は小さいと予測される。」と評価しており、継続して定期横断測量等により現状把握を行い、必要に応じ適切な対応が図られるよう努めます。</p>

6.3.2 関係住民からの意見聴取

(1) 関係住民からの意見聴取

成瀬ダム検証においては、検証要領細目に定められている「関係住民からの意見聴取」を下記により実施した。

- 1) 意見聴取対象：「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
- 2) 意見聴取期間：平成 24 年 10 月 22 日（月）～平成 24 年 10 月 27 日（土）
- 3) 意見聴取会場：以下の 3 会場で実施
 - ・東成瀬村会場（東成瀬村山村開発センター）
 - ・横手市会場（横手市栄公民館）
 - ・大仙市会場（大仙市仙北ふれあい文化センター）
- 4) 意見発表者：合計で 9 名からのご意見を頂いた。
意見発表者の地域別、世代別、性別を以下に示す。

地域	人数	年代	人数	性別	人数
東成瀬村	4	40 歳代	1	男性	8
横手市	4	60 歳以上	8	女性	1
大仙市	1	合計	9	合計	9
合計	9				

5) 意見発表者のご意見：

関係住民から頂いた主なご意見について以下に示す。

表 6.3-6 関係住民からのご意見と検討主体の考え方(1)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
<p>I. 検証の進め方等について</p>	<p>・検討の場、公聴会などについての周知は時間的に余裕をもって行うべき。 ・多くの意見を聞きたいという意思があるのか。会場もダムと利害関係がある場所で行うべきだし、体育館で大々的にやってほしい。 ・有識者会議でオーケーとれたからというのは、ダム推進の人たちの、アリバイのためにやっているのではないかと、有識者会議なるものの限界をよくよく考えて、本当の気持ち、思いは私たち住民であるということを訴えたい。</p> <p>・例えば胆沢ダムから水持つてくるとか、出羽丘陵にトンネルあけてやるなんて、考える必要もないような案まで出している。もっと現実的なことに頭を使ってほしい。 ・ダム費用を各目的ごとに分割して比較しているのが恣意的ではないかと感じた。</p> <p>・無駄ということが生じている原因は、公共事業の実施の主体である政府というのは費用と、それからそこから得られる便益を比較分析をするという仕組みそのものが徹底していなかったということにあるのかもしれない。 ・正確な費用と便益の比較分析はできない、なかなかできない。それをいかに便益を過大に見積もって公共事業実施に有利に動くような面があった。</p> <p>・公共事業自体を反対する人はそんなに多くはないと思うが、問題は「無駄な」という言葉をつけるところで問題が出てくる。どこがどういうふうな問題なのか、しっかりとこれをつかまえるということが大事なのだろうと思っている。 ・ダム建設に1,530億円、東北のダムも完成するまで2倍かかっている。ほとんどの全国のダムもそうである。3,000億円の投資効果があるか。それが本当に効果として住民福祉、住民生活、農業政策も含めて保障されるものなのか非常に疑問である。</p> <p>・成瀬ダムは、予算も予定どおりと仮定して完成まで12年の歳月を要する。単純に平均すると1年に100億円ずつかけないとダムは完成しない、そのようなお金は現在の日本国にはないと考える。 ・まだ原発事故の収束を見ていない。放射能が日本全国にばらまかれている状況の今、私たちはせめて日本の国土を残すことを考えていかなければいけないと思う。</p> <p>・事業を開始するに当たって必要なコストの試算はするが、公共事業をすることが第一目標であるというふうになった場合、費用の見積りというのは最初に評価することにして、反対意見を避けるというのが背景にある。</p> <p>・最近、問題意識が高まってきていて、政府の言うこと、公が言うようなことについて、厳しくなっているところもあると思うが、依然として公と、それから一般住民の間では差が縮まっていないところも公共事業の問題点がかんがえられない点ではないか。政府自体の問題もあるが、住民の意識というか、監視していくという体制自体というのも現実的には非常に大きな問題意識としてある。</p> <p>・ダムは何のためにつくられるかという、その目的は水が必要であるとか、電気が足りないかということではなくて、公共事業にかかわる利権の問題ということ、これを問題視せざるを得ない。</p> <p>・無駄な巨額な予算がまかり通るとするのは大手のゼネコンや何か政治に影響を及ぼしているのかと勘ぐりたくもなる。 ・ダムで栄えた地域は日本全国どこにもない。 ・地域住民、農家にもわかるようなパンフレットを20ページか50ページでもいいので、ぜひつくってほしい。</p>	<p>・成瀬ダム建設事業の検証に係る検討にあたっては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目(以下「検証要領細目」という。)」に基づき、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を講じるため、検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集しています。また、学識経験を有する者、関係住民の意見を聴いています。</p> <p>・検討の場、パブリックコメント及び意見聴取の実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、東北地方整備局及び湯沢河川国道事務所のホームページで公表しています。</p> <p>・意見聴取の手続きにおいて頂いたご意見は、ダムの賛否にかかわらず論点を整理して検討主体の考え方を示し、成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書の参考とさせて頂いております。</p> <p>・「検証要領細目」において、「各ダム事業について目的(洪水調節、新規利水(本細目においては流水を上水道、工業用水道又はかんがい用をいう。以下同じ。))、流水の正常な機能の維持等)別に検討を行う。」また、「利水代替案については(中略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせで検討する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・事業の投資効果(費用対効果分析)として、洪水調節については「治水経済調査マニュアル(案)(平成17年4月国土交通省河川局)」に基づき、また、流水の正常な機能の維持については、代替法にて算定を行い、成瀬ダムの費用対効果分析を行った結果、全体事業におけるB/Cは1.3で、残事業のB/Cは1.4であることから、事業の投資効果を確認しております。</p> <p>・本検証は、「中間とりまとめ」に示されているように「我が国は、現在、人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字という、三つの大きな不安要因に直面しており、このような我が国の現状を踏まえれば、税金の使い道を大きく変えていかねばならないという認識のもと、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき今後の治水対策について検討を行う際(必要となる、幅広い治水対策の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築していくこととなった。)」との考え方にに基づき実施しているものです。</p> <p>・今後とも具体的なイメージがわかるよう記載するなど、各種の情報提供を丁寧実施していくよう努力してまいります。</p>
<p>II. ダムに対する賛否に関するご意見</p>	<p>・村民の意見を聞くことやめた方がいいという声を聞いている。賛成の方もおり、賛成の方の多くは利水と治水の面でよくなるのではないかと期待を持っている方だと思う。</p> <p>・ダムについて何もかも反対しようとは思わないが、財政と無関係にダムだ、道路だ、新幹線だというわけにはいかないのではないか。</p> <p>・近所の農家の女性は異口同音成瀬ダムはいらぬと言っている。</p> <p>・成瀬ダムは要らない、必要ないということ、ぜひ今の時期にもう一度再認識し、視点を改めて成瀬ダムではなくて別の方向を探っていく、そういう河川行政というものを私は望みたい。</p> <p>・今、大震災、それから原発の事故で大変苦しんでいる方がいる。そういうことで税金の使い道は十分に考えて、ダムもそうだが、これを止めようではないかということをご提案したいと思う。</p> <p>・皆瀬ダムも、どんどん底にヘドロがたまってダムは使い物にならなくなる、時代としてはもう完全に遅れているということも考慮してほしい。</p> <p>・流水の正常な機能の維持と増進を図るという目的があるが、皆瀬川を見てわかるように、堆積物が多く川の真ん中に木が生えてしまっている。皆瀬川全域をきちんと整備するような活動がなされていない現状で成瀬ダムの水が流水の正常な機能の維持につながるというふうには考えられない。</p>	<p>・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「検証要領細目」が通知され、これらに基づき、判断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・「検証要領細目」において、「各ダム事業について目的(洪水調節、新規利水(中略)、流水の正常な機能の維持等)別に検討を行う。」、「評価軸についてそれぞれの確かな評価を行った上で、財政的・時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と向程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響も含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っています。</p> <p>・また、検証に係る検討手順としては、各ダム事業について目的(洪水調節、新規利水(本細目においては流水を上水道、工業用水道又はかんがい用を供することをいう。以下同じ。))、流水の正常な機能の維持等)別に検討を行う。と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・「検証要領細目」に基づき、事業の必要性等に関する視点として、成瀬ダムの堆砂計画についても詳細に点検を行っており、現堆砂計画は妥当であると判断しています。</p> <p>・成瀬ダムは、既設ダムと合わせ必要な流水の補給を行い、岩崎橋地点において2.8m³/sを確保できるよう計画されています。</p>

表 6.3-7 関係住民からのご意見と検討主体の考え方(2)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
II. ダムに対する賛否に関するご意見	<p>・ダムにかわる手段はないのか。多目的ダムは矛盾している。濁水、発電のためにダムというので水をためなければならぬ。洪水に備えるためにはダムを空にしなければならぬという両方の目的を達するという事はできない、そういう矛盾がある。</p> <p>・天から降ってくる水は毎年決まっている。今年のようにほとんど降らない年もあれば、大量に降る年もある。ある場合はダムを造っても制御できないし、ある場合はダムをつくっても貯まらない。水の流れもそう。</p> <p>・岩手・宮城内陸地震のときに東成瀬村の山々が相当被害を被ったところを見てきた。東成瀬村のあの地域は昔も地震があった地域である。数日前の報道にもあったが、12、13万年前、いや40万年前以降の活断層のあるところには原発施設をつらない方向を考えているということであった。ダムをつくるときにもそういうことを踏まえた形で設置をしていくことが必要だと思う。</p>	<p>・多目的ダムの計画においては、治水容量と利水容量の配分において、既往の洪水発生頻度・規模、河川水の不足する期間・規模等に基づき洪水期、非洪水期を設定した貯水地計画などにより、洪水調節と利水の二つの目的を満足するよう計画されております。</p> <p>・成瀬ダムでは、活断層の可能性のある第四紀断層の調査結果により、ダム建設に影響を与える可能性のある活断層は無いことを確認しています。</p> <p>・国土交通省所管のダムは、河川管理施設等構造令等に基づき、震度法を基本とする耐震設計を行うこととしています。なお、震度法で設計された国土交通省所管のダムでは、東日本大震災をはじめとする過去の大きな地震において、管理上支障となるような大きな被害や、ダムの安全性に影響を及ぼすような変状は発生しておりません。</p> <p>・成瀬ダムにおいては、「大規模地震に対するダム耐震性照査(案)・同解説(平成17年3月国土交通省河川局)」に沿って、レベル2地震動による耐震性能照査を実施することとしており、この照査に用いる想定地震については、過去に発生した地震の調査、内陸活断層・プレート地震の文献調査を行い、周辺の「横手盆地東縁断層帯」「北上低地西縁断層帯」「真嵐山山地東縁断層帯」に係る想定地震動等も含めた比較を行った上で、照査用地震動を設定することとしています。</p>
III. 治水対策案に関するご意見	<p>・水害常襲地帯と言われる仙北の強首地区は、ダムで3,000億円、1,500億円かけるより堤防というか、かさ上げすれば少ない費用でできるのではないかと。刈野地区は10年前後、15年ぐらい前までは洪水の常襲地帯だった。ところが、かさ上げてやったら、もう今はほとんど洪水被害がなくなった。</p> <p>・玉川との合流点から下流、支流土買川合流付近では、水害の多発地帯、常襲地帯である。緊急対策事業が作成された区間を含めてその上流、下流部分の築堤や河道掘削など河川改修を急ぐべきであり、まさに緊急の課題である。</p> <p>・本流の水があふれているために支流の水が入れないで逆流している、いわゆる内河川氾濫に近いと思う。やはりあの付近(玉川との合流点から下流、支流土買川合流付近)では、築堤を急ぐべきだと思う、あるいは遊水地。</p> <p>・今住んでいるところは先祖代々、洪水が繰り返して起きてきた地域。その洪水のおかげで川からのいろいろな堆積物がその土地の豊かさをもたらしてくれた。今はとても肥沃な大地としてそこで米や野菜をつくっている。成瀬ダムをつくって洪水を防ぐのではなく、洪水が起きてきた地域を遊水地として後世に引き継いでいけるようにしていくことが大事だと思う。</p> <p>・成瀬ダムは、洪水調節の役目を果たすには無理がある。成瀬ダムの集水面積は雄物川流域のわずか1.7%しかない。治水寄与率は最大4.7%とされているが、どのような計算をすればこのような数字が出るのか大きな疑問。仮にその数字を認めたとしても最大4.7%、余りにも小さい数字。</p> <p>・ダムというのは、ダムのある上流にいっぱい雨が降って、それをコントロールできればその下流に効果をなすが、雄物川水系全体を見て、ごく一部しか成瀬ダムはカバーしていない。</p> <p>・雄物川に流れ込む中小河川の合流地点で大きな洪水が起きている。そういう洪水を真撃に考えてみると、非常に局所的なダムによる方法ではなくて、合流点の水のコントロールをどうするか、どういう方策がいいかということを実験に考えていただきたい。ダムというのは、そういう意味では非常にギャンブル的であると思ってる。</p> <p>・ダムの完成まではかなりの年数を要する。今やらなければならない緊急の対策としてダム建設は即刻中止し、ダムよりも洪水常襲地帯の雄物川中流部の河川改修こそ重点的にやるべきだと思う。</p> <p>・洪水対策は、成瀬ダムをつくっても全然意味ない。必要なのは雄物川中流部の刈野とかが、大沢郷あたりの堤防の整備。</p> <p>・例えば農業用水について、パプコメで言っているが、皆瀬ダムの運用を変えればいい。台風とか、集中豪雨も非常事態だが、台風の襲来は何日前にわかる。アメダスや何かが進歩しているの、そのとき水位を下げておけばいい。</p> <p>・平成15年から平成20年までと期間を明示し、110億円の事業費で計画された雄物川中流部緊急対策事業はどのような経過を見たのか。用地の買収、関係する家屋123戸の移転は何戸進んだのか。雄物川中流地区は約20キロにわたって無堤であるためとあるが、計画の新規築堤10.2キロのうち何キロ完了したのか。</p> <p>・「緊急対策事業」が計画通りに完成していれば、平成22年一昨年6月24・25日の水害はかなりの軽減をみたはず。</p> <p>上流には、玉川ダム・鍾畑ダム・南外ダム・大松川ダム・皆瀬ダム…大小合わせるとかなりのダムがあり、ダムでは洪水が防がれないのが証明された水害である。仮に成瀬ダムができていたとして、どれだけの抑制効果があったのか。</p>	<p>・「検証要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・概略評価により抽出された検証対象ダムを含む案と検証対象ダムを含まない複数の治水対策案については、「検証要領細目」に基づき、評価軸ごとの評価、目的別の総合評価及び総合的な評価を行い、対応方針(案)を決定することとしております。</p> <p>・洪水調節(治水)における、堤防かさ上げ案については、概略評価において「コスト」の面で河道掘削案の方が有利であるとの理由で棄却されています。また、遊水地案や遊水機能を有する土地の保全案については治水対策案として評価を実施しましたが、他に有力な案があるという評価結果となっています。</p> <p>・橋川地点における成瀬ダムの寄与率(※1)は、雄物川流域で発生した主要な13洪水を対象として流出解析(※2)を実施した結果、降雨特性により幅がありますが、最大で約4.7%となり、橋川地点における流域面積に対し、成瀬ダムの流域面積が占める割合を超える治水効果が認められるものです。</p> <p>(※1)ここでは、「成瀬ダムがないと設定したときの洪水ピーク時の流量」に対する「成瀬ダムがないと設定したときの洪水ピーク時の流量と、成瀬ダムがあると設定したときの洪水ピーク時の流量との差」の比率としました。</p> <p>(※2)流出解析により算出した橋川地点の流量は、実績洪水時の降雨の地域・時間分布の違いのみに着目し、その他の条件については、全て同一と仮定したうえで、河道のはん濫がない状態で現時点の既設6ダムがあったものとして算出した推定値です。</p> <p>・雄物川・玉川合流点より下流の雄物川中流地区は無堤区間が多いため、他地区に比べて治水安全度が低く、水害常襲地帯となっていることから、雄物川中流部緊急対策特定区間事業及び沿川で最も家屋の多い強首地区は輪中堤により緊急的に整備してきました。しかし、その上下流には未だ無堤区間が多く残されていることから、河川改修事業により、築堤、河道掘削及び樋門等の整備を計画的に進めているところです。</p> <p>・パブリックコメントのご意見を踏まえ、皆瀬ダムの操作ルールを見直し案について追加検討しましたが、以下の理由から新規治水対策案とすることは困難といたしました。</p> <p>・皆瀬ダムの操作規則に定める洪水期間(7/11~9/30)は、既往の洪水特性などから適切に設定されております。洪水調節容量内に利水容量を確保した場合において、洪水調節容量を確保するため、洪水の発生までに水位を低下させる事前放流が必要となりますが、過去の出水などから検討を行った結果、事前放流による洪水調節容量の確保ができない場合があり、水位を下げきれず治水面にリスクを生じさせる可能性があります。(第4回検討の場 資料5-2 P2 参照)</p> <p>・雄物川中流部緊急対策特定区間事業は、現地調査及び用地測量を実施した結果、移転家屋数が123戸から135戸に増加しました。これに伴い、事業期間を平成20年度から平成23年度へ延長し、事業区間についてもL=10.2kmからL=6.2kmに変更しました。事業期間である平成23年度までに、家屋移転を完了させるとともに、6.2kmの築堤を完成させております。引き続き、中流部無堤区間の堤防整備の進捗を図ります。</p> <p>・ご意見にありました平成22年一昨年6月24・25日の水害について、秋田県内における平成22年6月の水害実績を確認した結果、6月の水害は確認できませんでしたが、近年で記憶に新しく、6月24・25日の洪水としては、平成23年6月23日~24日梅雨前線に伴う大雨により雄物川流域で洪水が発生しております(以下「平成23年6月洪水」という)。</p> <p>ご意見にあった洪水が平成23年6月洪水であると仮定して、平成23年6月洪水においては、築堤が完成していた6.2kmの区間では、浸水被害は発生しませんでした。</p> <p>なお、雄物川中流部は雄物川水系河川整備計画(素案)において、整備計画目標流量を既設ダム及び成瀬ダムによる洪水調節施設と築堤及び河道掘削による河川改修によって、浸水被害の軽減を図る計画としております。</p>

表 6.3-8 関係住民からのご意見と検討主体の考え方(3)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
Ⅲ. 治水対策案に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年の雄物川水系河川整備計画(素案)の中を見たら、冒頭に大変立派な内容の、大体3つの項目が表記されていた。これは今の新しい河川法にほぼ精神的にも従った、よくできている大切なご提案だと思う。 利根川整備基本計画と同じく雄物川もできていない。なぜかという、整備計画をつくって堤防をつくってしまうとダムでできなくなるからではないかと、うがった考えを持っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 雄物川水系は、「河川整備計画が策定されていない水系」に該当するため、成瀬ダムの検証にあたっては、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」(平成21年6月15日「第5回雄物川水系河川整備学識者懇談会」)に提示した目標を、「河川整備計画において想定している目標と同程度の目標」として検討を行っています。 「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」及び「雄物川水系河川整備学識者懇談会」の開催内容については、以下のホームページをご覧ください。(http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01_kawa/gakushikikon/index.htm) 本検証における「対応方針」が決定された後、「対応方針」を踏まえた「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)」を策定する予定としています。
Ⅳ. 利水対策案に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少が続けばどういふ現象が起きてくるのか。当然米の需要は減る、水の需要も減るといふことになる。どうしてダムをつくって農業用水を増やすのか、こいう理屈が成り立つのか。 昭和40年代に入ったら、減反政策が急に始まり、米作のための農業用水というのには間に合うようになった。ダムをつくらなくてもいいようになった。言ってみれば30年未から40年にかけてのダム建設というは米増産時代の遺産であるということを中心に考え直すべきときだと思う。 農民は水に関しては本当に工夫してやりくりして日本中で頑張っている。どれだけ必要かといったらふんだんにあったほうがいい。その許された条件の中で農民は工夫をしてやるものだと思う。 年々地下水水位が下がっているが、その原因は一直線に走る(水路による水の)無駄使い構造。 平地の(水の)大部分は農林水産省とか、経済産業省とかが使っているが、非常に恣意的な、ものすごく無駄遣いしている。 大正2年の地図を見ると、田んぼを使う人たちは、反復水を使って丁寧に使っている。 かつて500石くらいの船が角間川のあたりまで来たが、今来れるのか。水はどこへ行ったのか、それは土地改良事業、田んぼ、耕地に使っているが、洪水の調節機能果たしているかというところでもない。構造的に(水の)無駄使い構造となっている。これは厚生労働省の水道についても同じ。 水道問題だが、例えば南外村は、数百人程度で利水が倍になる。よく見たら全戸に普及させるためである。大仙、横手、湯沢とも4分の1近く人口が減る。それからいろんな節水機能がふえている。水道がそんなに多くなるとは思えない。 集落は町と違って離れている。水道管の距離が長く高つき利用者の水道料金に高くはね返ってくると思う。消費費は上がる、電気料上がる。そういって、年寄りが新しく水道をするお金はない、下水道にしても同じ。我々年寄りたちは早く死んでしまえということかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 「検証要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、本検証の検討主体である東北地方整備局は、成瀬ダムの利水参画者(かんがい用水)である東北農政局に対し、ダム事業参画継続の意思等の確認を行ったところ、引き続き事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料をいただきました。この資料に基づき、必要量の算出が妥当におこなわれているかを東北地方整備局において確認を行い、確認した必要開発量を確保することを基本として新規利水対策案を立案しております。 ご意見にあるかんがい用水のあり方については、国営平野農業水利事業を所管している東北農政局より以下のとおり伺っております。「平野平野地区においては、かんがい用水を有効に利用するため、皆瀬・成瀬頭直工から取水した用水を上流の地域で利用した後、下流排水路に流出した用水を再び下流の地域でかんがい用水として利用する反復利用が行われており、事業計画における用水の反復利用については、水田に貯留された用水が地下に浸透して、その一部が下流の排水路に流出してきたものを排水路に堰を設け、反復水として再利用する計画である。」 本検証の検討主体である東北地方整備局が、成瀬ダムの利水参画者(水道用水)である湯沢市、横手市、大仙市に対し、ダム事業参画継続の意思等の確認を行ったところ、各者から引き続き事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料をいただきました。この資料に基づき、必要量の算出が妥当に行われているかを東北地方整備局において確認を行い、確認した必要開発量を確保することを基本として検討を行っています。
Ⅴ. 環境に関するご意見	<ul style="list-style-type: none"> 成瀬ダム計画は、貴重なお金と大切な自然の両方を引き替えにしなければならない是非とも中止していただきたい。 先進国の多くが、ダムは環境に対して害があるというふうに分断してやめている。 ダム先進国であるアメリカでは、河川への影響を考え、ダムを撤去するという方向に動いてきている。世界的な流れというものを十分考えて、日本のダム政策を方向転換するときではないか。 少しでも洪水を抑えたい気持ちは理解できるが、微々たる効果のために巨額の工事費、税金が投入され、かけがえのない奥羽山系の大自然を破壊するのは成瀬川流域の住民として納得できない。 ダム計画で水没する北ノ俣沢は、本当にすばらしいところ。 日本で最も美しい村連合に入っている東成瀬村であるならば経済効率やなんか様々なことよりも自然を優先する、大切にしようという哲学をこれから持っていくてもいいのではないか。 報告書で環境への影響は小さいと記載しているが、このくらいの自然の破壊というのは大丈夫だという考えで進めて、甘く見た悪い例が原発事故だと思う。 自然破壊の問題だが、県の大松川ダムは建設されて、水はある程度保証されたが、水質汚濁で7月あたりからいた釣り天狗たちの姿は今ほめつき少なくなった。 隣の皆瀬川は、濁りの川となっている。この成瀬ダムは選択取水という設備をするから川は汚れないのだという、そういう主張をされているが、その最新の選択取水を取り入れた横手市の大松川ダムの下流は、しばしば濁っている。こういった現実をきちんと評価すべきである。 日本全国のダムにためられた水は腐り、生きている水ではない。皆瀬ダムができた以降は、皆瀬川の漁師さんたちも川の水が濁って魚がなくなった、小さい魚しかいないと嘆いている。 ダムにためられた水を水道用水として使うためには塩素で消毒しているが、今は浄水器で塩素を取り除いている人が多く見られる。成瀬ダムの水は私たちの生活を潤す水とはなっていない。流れる水、山からしみてきている水こそおいしい水だと考える。 赤滝は、落差はそんなに大きくないが、上流、下流、そして脇から見ることが出来る非常に珍しい、すばらしい景観を持った滝。この自然遺産をぜひとも残すべきだと考えている。 県南の役内川は、清流としてアユ釣りの客、それから花火大会の場所だが、反対運動があって清流が守られたということで、最後の清流と言われる四国の四方十川ではないけれども、自然の手つかずの川というのはすばらしいことだと思う。 調査の方がいろいろ立ち回っているうちにクマタカの巣が落ちてしまったという、非常に嘆き悲しむようなことが、平然と起こった。 	<ul style="list-style-type: none"> 「検証要領細目」において「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)~7)で示すような評価軸で評価する。(略)7)環境への影響」と規定されており、これに基づき検討を行っています。「環境への影響」の評価軸ごとの評価においては、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにして評価を実施しています。 「成瀬ダム案」の評価軸ごとの評価「環境への影響」(水環境に対してどのような影響があるか)において、「選択取水設備を設置することにより、ダム放流水の濁度はほぼ年間を通じて流入水の濁度を下回る一方で洪水後20日程度の濁水の長期化が発生する可能性がある」と予想される。とし評価しており、選択取水設備の適切な運用により濁水の長期化等に対処していくこととしております。 「成瀬ダム案」の評価軸ごとの評価「環境への影響」(生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか)において、「動植物の重要な種について、生息・生育環境への影響が予測されるが、成瀬川流域には同様の環境が広く分布し、その現状が維持されると考えられる。」とし評価しております。 なお、環境影響検討の方針・内容並びに事業の進捗にあわせた環境への適切な配慮事項について検討することを目的として、専門家からなる「成瀬ダム環境検討委員会」を設置し、環境調査、影響予測及び保全措置等の検討を行っており、今後もモニタリング調査により現状把握を行い、必要に応じ適切な対応が図られるよう努めます。 「成瀬ダム案」の評価軸ごとの評価「環境への影響」(景観、人と自然との豊かな触れ合い)にどのような影響があるか)において、「景勝地である「赤滝」は、湛水区域のほぼ中央に位置し水没するため、現状を詳細に記録し、資料により保存が必要がある。」とし評価しており、具体化にあたっては、関係住民とよく調整しながら対応することとしています。 成瀬ダムの猛禽類調査については、平成10年以降「成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」の指導を受けながら実施しています。現地調査は定点調査と営業地調査を毎年実施しており、営業地調査は猛禽類の繁殖に影響を与えないように、適切な時期・適切な方法により実施しており、調査の際は専門家に同行していただいております。「調査の方がいろいろ立ち回っているうちにクマタカの巣が落ちてしまった」ということについては、平成16年の調査で遺巣を確認したクマタカの巣と思われるが、平成17・18年の営業地調査では巣を使用した痕跡はなく、平成19年の営業地調査では巣がなくなっており落巣を確認しています。なお、落巣の要因については不明です。

(2) 電子メール等を活用した意見聴取

「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、今後の検討の参考とするため、広く意見の聴取を行った。意見聴取の概要及び意見聴取結果は以下のとおりである。

- 1) 意見聴取対象 : 「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
- 2) 意見聴取期間 : 平成 24 年 10 月 5 日（金）～平成 24 年 11 月 2 日（金）
- 3) 意見の提出方法 : 郵送、FAX、電子メール
- 4) 資料の閲覧方法 : 東北地方整備局及び湯沢河川国道事務所「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討について」のホームページ

閲覧場所 : 国土交通省 東北地方整備局

- ・秋田河川国道事務所、茨島出張所
- ・湯沢河川国道事務所、十文字出張所、大曲出張所

秋田市役所

（建設部道路建設課、各市民サービスセンターの市民窓口）

横手市役所（建設部建設監理課、各地域局の産業建設課）

湯沢市役所（建設部建設課、各総合支所の地域振興班）

大仙市役所（建設部道路河川課、各支所の農林建設課）

羽後町役場（建設課）

東成瀬村役場（成瀬ダム課）

- 5) 意見提出者 : 23（個人 21、団体 2）のご意見を頂いた。

意見発表者の地域別、世代別、性別を以下に示す。

地域	人数	年代	人数	性別	人数
東成瀬村	1	20 歳代	2	男性	17
横手市	18	30 歳代	3	女性	4
県内	2	40 歳代	3	団体	2
団体	2	50 歳代	5	合計	23
合計	23	60 歳以上	8		
		団体	2		
		合計	23		

- 6) 意見提出者のご意見 :

関係住民から頂いたご意見の要旨とそれらのご意見に対する検討主体の考え方を以下に示す。

表 6.3-9 関係住民からのご意見と検討主体の考え方(1)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
I. 検証の進め方等について	<ul style="list-style-type: none"> ・成瀬ダム建設事業の検証主体が東北地方整備局であり、「検討の場」が同局と、建設を強く要望してきた関係自治体による構成では、検証の結論が「成瀬ダム建設継続」となるのは火を見るよりも明らか。客観的な第三者の検証が行われるべきことを主張する。 ・「建設ありき」の既成事実化を目論むだけの、反対意見も含めた市民の入らない自治体首長中心の「検討の場」は国民を見下す愚衆政治である。人数を制限しない、オープンな真に公開の意見公聴会を開催すべき。 ・そもそも一度着手してから検討することの意味がわからない。ここまでストップしていた時間はムダだったと思う。 ・東北復興を担う東北地方整備局は、成瀬ダムの緊急性の低さをきちんと「有識者会議」に報告すべき。この国の財源は非常に限られているのだから、緊急性の低い事業のお金は復興予算に廻すべき。 ・一元的な自然の水の制御と利用について、その一部の管理担当部局である国土交通省だけでなく、農林水産省・厚生労働省(下水道など地下水管理も含めて)などと部局を超えたプロジェクトとし、本来の意味での利益者である地域の人々を交えて、このダム建設事業の見直しを持つべきなのではないか。 ・数十年前に計画されたダム予算が、この後十年も先に完成するダム予算が1,238億円とはまことに不可思議な数字である。 ・残事業費、約1,238億円とあるが、ダム完成まで約10年とすると、年約120億円必要になる。計画と現実的な工事、工期又費用等々には大きな乖離があるのではないか。 ・ダム建設に1,530億円の費用がかかると言われ、完成までの実費用は全国や東北の「森吉山ダム」の様に「倍近くの費用がかかる」と言われている。 ・ダム建設で栄えた地域はどこにもない。近くの湯田ダム然り、謳い文句と違い現実の過疎化の厳しい現実を行政は見るとべき。 ・「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)に対する関係住民からの意見を聴く場」は、「関係住民の意見を聴く」といながら、開催時間や会場の設定は、いかにも多くの関係住民には来てもらいたくないものようである。 ・電子メール等による意見聴取や、9月に開いた「第4回成瀬ダム検証の場」及び「学識経験を有する者から意見を聴く場」の開催日は公表から期間が短く、公開するとは言いながら、その実は多くの住民には来てもらいたくないのではないかと思う。 ・関係住民からの意見を聴く場について、公表から開催までの期間や、当日の意見聴取の5分という時間の設定に疑問がある。また、棒型の机の並べ方に違和感を持った。 ・素案に対する「意見聴取」が3会場で行われ、あわせて9件の意見が述べられたが、すべて反対意見だった。成瀬ダム建設継続を要望する意見は1件もなかった。それだけ必要性、緊急性が低いことの表れだと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大田から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目(以下「検証要領細目」という。))」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・成瀬ダム建設事業の検証に係る検討にあたっては、「検証要領細目」に基づき秋田県と成瀬ダムの治水・利水計画に関わる6市町村を構成員とする「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めてきております。 ・「検証要領細目」において、「検討主体」は直轄ダムにおいては地方整備局等と規定されており、成瀬ダムのダム検証にあたっては、東北地方整備局が検討主体として責任を持って検討しております。 ・「検証要領細目」により、検証対象ダム事業等の点検を行うこととなり、残事業費及び工期の点検を行っております。その結果を、「成瀬ダム建設事業の検証に係る報告書」の4-1ページから4-3ページに記載しています。 ・「成瀬ダム案」の評価軸ごとの評価「地域社会への影響」(地域振興等に対してどのような効果があるか)において、「地元の東成瀬村がダム湖周辺の利活用を検討しており、ダム湖を活用した地域振興の可能性がある一方で、フォローアップが必要である。」と評価しており、必要に応じてフォローアップを実施していくこととしています。 ・検討の場、パブリックコメント及び意見聴取の実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、東北地方整備局及び湯沢河川国道事務所のホームページで公表しています。また、検討の場は原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を東北地方整備局及び湯沢河川国道事務所のホームページで公表しています。 ・意見聴取に関しては、インターネットへの掲載の他、関係自治体にご協力いただき、地域の方々が集まりやすい市役所、役場及び各支所、地域局等において「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」や意見募集要領を設置し、広く知っていただくよう努めております。 ・これら頂いたご意見は、ダムの賛否にかかわらず論点を整理して検討主体の考え方を示し、「成瀬ダム建設事業の検証に係る検討報告書」の参考とさせて頂いております。

表 6.3-10 関係住民からのご意見と検討主体の考え方(2)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
II. ダムに対する賛否に関するご意見	<p>・あらゆる方面から検討に検討を重ねて着工したはずの成瀬ダムであり、今回の検証内容については、何れも丁寧でわかりやすく説明されておりその結果はもつとだと思ふ。したがって、もうこれ以上ダムの完成を繰延べするのはやめて、成瀬ダムの完成を待望む多くの住民のために一日でも早く本体に着手していただくようお願いする。</p> <p>・「成瀬ダム案」はコスト面、実現性に於いて、事業用地関係者と合意形成が既にされているなど、他の3案より優良である。</p> <p>・コスト面、また実現性の面でも用地取得がほぼ完了している「成瀬ダム案」に賛成。</p> <p>・成瀬ダム案は、治水対策の他、水道、発電等様々な目的も予定されているようなので、多めに期待している。</p> <p>・貯水機能と調節機能の多いのがダムでありオールラウンドに渡り、地域に貢献度が高いように思う。</p> <p>・マイナス要素は、それぞれあると思うが、未来へ前向きにつないでいくにはよりプラス効果が多いものに期待していくものだと考え、素人発想であるが「成瀬ダム」を望んでいる。</p> <p>・住んでいる場所が堤防付近で、大雨になると堤防近くの川の水位が上がり流木が見え、不安で寝られない。成瀬ダムが出来る事により、成瀬川からの増水を抑えられると思う。</p> <p>・今は砂利採取してないのでも年々川底が上がり、大雨時に浸水被害等が起きる、成瀬ダムがあれば土砂の流動を、最小限に抑えられる効果が期待出来ると思われる。</p> <p>・成瀬ダム建設事業に賛成。コストや実現性を考えても早期完成を望む。秋田市長等構成員の方々の意見を見ても、治水対策としての役割も必要なダムではないかと思う。</p> <p>・昨年に続き、今年の7月から8月にかけて農業用水が不足の状況であった。9月以降も今年は雄物川水系の河川水量が少ないために防火用水等の生活用水が水路に流れていない状況が続いた。これから冬をむかえるにあたり流雪溝に水が流れるかが心配される。地域住民の生活を守るための、安定した水量を確保するには成瀬ダムが必要。</p> <p>・今年度のような、異常気象の中で、農家の人たちが水不足に苦労している姿をみていると、安定したかんがい用水を供給できる成瀬ダムの早期着工を望む。</p> <p>・今年の旱魃はひどいものであった。特に農家にとっては、用水の確保に大変難儀をした日々であった。成瀬ダム建設事業については、コスト、実現性、持続性等、他の代替案より最も有利と思われ、早期のダム本体建設、完成を望むものである。3年以上の建設休止は、非常にムダな時間であったと思う。</p> <p>・兼業農家は農作業が土、日となるので、成瀬ダムが出来るのを待ち望んでいる。末端地区に水田が有り、特に夏場の渇水期はお手上げ状態、またカドミも検出するので、用水不足に難儀しており、早く成瀬ダムを作って貰いたい。</p> <p>・報告書では、4案及び6つの評価軸で検証されているが、完成までに要する費用が少なく、完成までの期間が最も短い「成瀬ダム案」が一番良いと思う。</p> <p>・非かんがい期は、河川に一定流量が無いため相当期間、管内水路の維持用水として取水許可を得ている用水を取水できないこととなり、地域住民から生活雑排水が滞留し悪臭がする等の苦情や、万が一の防火用水が無いなど心配する声がたくさん寄せられた。かんがい用水はもちろんのこと年間を通し、地域生活環境用水として安定した水を多くの住民が求めている。従って成瀬ダムは絶対に必要である。</p> <p>・昭和40年代半ばに入り、「コメの減反政策」が始まったが、米作の為の農業用水はダムを造らなくても十分である。言ってみればダム建設は「米増産時代の遺物」である。</p> <p>・成瀬ダムの建設目的が曖昧である。農業用水の確保目的だが下流部の平鹿平野で水不足を聞かない。</p> <p>・今問題になっているTPPに日本が参加すると日本の農業、従って横手盆地の農業も壊滅的打撃を受けると思う。少なくとも成瀬ダムは急ぐ必要がない。</p>	<p>・今回の成瀬ダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から東北地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「検証要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・「検証要領細目」において、「各ダム事業について目的(洪水調節、新規利水(中略)、流水の正常な機能の維持等)別に検討を行う。」「評価軸についてそれぞれの確かな評価を行った上で、財政的時間的な観点を加味して以下のような考え方で目的別の総合評価を行う。1)一定の「安全度」を確保(河川整備計画における目標と同程度)することを基本として、「コスト」を最も重視する。(略)2)また、一定期間内に効果を発現するか、など時間的な観点から見た実現性を確認する。3)最終的には、環境や地域への影響も含めて(略)全ての評価軸により、総合的に評価する。」と規定されており、これに基づき目的別の総合評価を行っています。</p> <p>・また、検証に係る検討手順としては、「検証要領細目」において、「各ダム事業について目的(洪水調節、新規利水(本細目においては流水を水道、工業用水道又はかんがい用に供することをいう。以下同じ。)、流水の正常な機能の維持等)別に検討を行う。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p>

表 6.3-11 関係住民からのご意見と検討主体の考え方(3)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
Ⅲ. 治水対策案に関するご意見	<p>・転作に西瓜を30アール程作付しているが、ゲリラ豪雨により2年続きで出荷出来なかった。それまでの労力がムダになり悔しい思いをしたことがある。</p> <p>・昨今の異常気象は、ゲリラ豪雨による河川流域の洪水等被害や夏場の濁水による農作物の品質の低下、収穫量減少など、地域社会及び農業関係者に及ぼす被害は甚大なものがある。水に対する調整機能が、きちんと発揮されない事には社会生活を営む上で不安がある。</p> <p>・大曲捷水路によって旧大曲市内の水害減少と同時に、神宮寺地域など下流部への負担を増加させる状況や、横手盆地の大部分からの鉄砲水のようなものが現れるという事態も予想される。</p> <p>・現在の農業用水路の設計思想(用配水路の隣接分離)や補助制度(枝線は私権に属するから補助できない等)の結果として、水の非常な無駄遣い構造と運用になっていることがあり、その結果として、洪水調節どころかより増大させる施設として国土交通省の守備力への負担を増大させている現実がある。</p> <p>・農水省HPにかかげる「農地の洪水調節機能」は本当に機能しているのか。要らない水として幹線水路へ捨てられているという現実はないと言えるのか。むしろ逆の洪水増幅調節機能が進行中だとしたら国土交通省はどう対応すべきか。</p> <p>・水路の無い時代にも洪水はあったが、当時は農地を上から下へ順次に平地を埋めるように流れたり、あるいは残された低湿地に貯留され、または農地などから浸透して地下水を涵養して、この場合は1ヶ月弱のピークカットの働きまで果たしていた。今回の検証ではこのことがどう処理されているのか。</p> <p>・ハツ場ダムにおいても利根川治水計画の策定が問題となっている。雄物川治水計画が策定されていないのは、治水計画を策定し雄物川中流域の堤防の整備が完了してしまうとダム計画の必要性が無くなるということではないかと思う。</p> <p>・何より望むのは水の治水対策、並びに圃場における安定供給を最短期間できちんと完備してほしいことであり、その最たるものが成瀬ダムであるならダムの早期完成を期待する。</p> <p>・農家はもちろんのこと、雄物川流域の住民の生命や財産を守り、安全安心な生活の基盤が築ける様、また、農業中心に捉えた、社会経済の構築のためにも成瀬ダム建設は、一日も早く完成に向けて、着工してもらいたい。</p> <p>・いろいろなダムの代替案があったが現実的に見ても当初から成瀬ダム案が妥当であるのは明白であったと思う。近年のゲリラ豪雨、濁水等の自然災害においても、成瀬ダムの有効性は一定の効果期待できると思う。</p> <p>・目的別の総合評価の結果を見ても、「成瀬ダム案」が最も良いのではないかと。何故なら、今、一番問題とされているのが治水対策だと思う。最近のゲリラ豪雨で床上、床下浸水、農業被害が多発しているのが現状であり、夏場に雄物川が濁水になり、ある一定流量より下がれば取水できない場合が出ていて農家及び地域住民等大変困っている。</p> <p>・コスト的・実現性では完成までに要する費用、事業期間が最も小さく、最も短い、又目標である成瀬・皆瀬頭首工から必要な水量を取水することが可能となる。これら全体を含めて思うことは、地域住民・農家の不安を解消し、安全安心な暮らしを確保する為、成瀬ダムの早期着工・完成を望んでいる。</p> <p>・成瀬ダムの治水効果については、雄物川流域面積に対する成瀬ダム集水面積が1.4%しかないということから極めて限定的と言わざるを得ない。しかし、素案ではその寄与率が最大4.7%としているが、むしろ、すべての洪水における寄与率を公表してその最小の値こそ問題にしなければならぬ。治水効果を言うならば、今日的な気象変動に対応するものとして治水の「弱い部分」に着目して対策を行うことが大切。</p> <p>・成瀬ダムは最上流部の限定された狭い集水域に降った雨による洪水を調節するだけだから、治水効果は小さく且つ不確実である。これまでも、ダムが治水効果を予定通りに発揮した例は少なく、近年はむしろダムによる水害の方が懸念されている。</p> <p>・成瀬ダム計画は、不適地であり貯水容量が極めて少なく利水、治水効果は期待出来ない。玉川ダムと比較すれば歴然としている。ダム本体の規模が大きいにもかかわらず、ダムの機能を決定づける湛水面積は玉川ダムより小さい。</p> <p>・雄物川水害見込地区の仙北首首地区等では堤防の嵩上げをすれば、ダム建設よりはるかに安い費用で水害が防げる。まして成瀬川上流のダムが雄物川中流の治水に効果あるというのに疑問を持たないのがおかしい。</p> <p>・今後の洪水調節のための既設ストックダムの管理に、集積した最近の気象情報、とくに微気象との関連などのご検討も、大きな有効性を指摘しておく。</p> <p>・今日の集積された気象データ、特に微気象の事実の勘案など、ハードより今日の治水ストックの運用にかかわる解決策も豊富であり、お手ごろなものから試されるなど、急迫した日本の財政状況をも勘案しながらの検討の展開を望む。</p>	<p>・「検証要領細目」において、「複数の治水対策案は、河川整備計画が策定されている水系においては、河川整備計画を基本とし、河川整備計画が策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する。複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。</p> <p>・雄物川水系は、「河川整備計画が策定されていない水系」に該当するため、成瀬ダムの検証にあたっては、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」(平成21年6月15日「第5回雄物川水系河川整備学識者懇談会」に提示)の目標を、「河川整備計画において想定している目標と同程度の目標」として、複数の治水対策案の検討を行っています。</p> <p>・なお、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」は、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)」の策定に向け、「水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることが雄物川水系の治水の基本である」との考えのもと、「過去最大洪水等、昭和以降に発生した代表的洪水と同規模の洪水が発生しても外水氾濫による床上浸水等重大な浸水被害を防止するとともに、水田等農地についても被害の軽減に努める」ことを整備目標とすることとして、学識者からなる「雄物川水系河川整備学識者懇談会」の意見を伺いながらとりまとめられたものです。また、「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」における整備計画目標流量は、平成20年12月25日「第4回雄物川水系河川整備学識者懇談会」にて了承されたものとなっております。</p> <p>・「雄物川水系河川整備計画(国管理区間)(素案)」及び「雄物川水系河川整備学識者懇談会」の開催内容については、以下のホームページでご覧いただけます。 (http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01_kawa/gakushikikon/index.htm)</p> <p>・樺川地点における成瀬ダムの寄与率(※1)は、雄物川流域で発生した主要な13洪水を対象として流出解析(※2)を実施した結果、降雨特性により幅がありますが、最大で約4.7%となり、樺川地点における流域面積に対し、成瀬ダムの流域面積が占める割合を超える治水効果が認められるものです。</p> <p>(※1)ここでは、「成瀬ダムがないと設定したときの洪水ピーク時の流量」に対する、「成瀬ダムがあると設定したときの洪水ピーク時の流量との差」の比率としました。</p> <p>(※2)流出解析により算出した樺川地点の流量は、実績洪水時の降雨の地域・時間分布の違いのみに着目し、その他の条件については、全て同一と仮定したうえで、河道のはん濫がない状態で現時点の既設6ダムがあったものとして算出した推定値です。</p> <p>・既設の玉川ダムと皆瀬ダムの操作ルールを見直した案については、複数の治水対策案「Ⅰ. 既設ダムの有効活用による治水対策」の一つとして、既設ダムの予備放流を組み合わせた治水対策案を追加検討しております。 (第4回検討の場 資料5-1 P2~6 参照)</p>

表 6.3-12 関係住民からのご意見と検討主体の考え方(4)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
III. 治水対策案に関するご意見	<p>・戦中の木造船増産計画など、森林の大規模破壊は全体的に多くの史実が残されており、これは多くの識者の指摘するところであるが如何様な検証のそれが今回のそれで行われたのか確認を求める。</p> <p>・私が考える遊水地案は何も「渡良瀬遊水地」や「一閑遊水地」のような完璧なものと考えていない。雄物川中流域のかつて氾濫原であったところを洪水時の暫定的な遊水地とするというもの。毎年洪水が起きる訳ではなく、被害を受けた時は田畑の補償をすればよい。何なら、休耕地と振り替えて遊水地とするという手もある。</p> <p>・昨年水害を起こした雄物川・子吉川を見て回ったが、本流の水位が上がったために支流の水が本流に流れ込めずに起きた内水氾濫がほとんどだった。従って洪水対策や地下水保持のための遊水地は有力な案だと考える。</p> <p>・平成15年から平成20年までと期間を明示し、110億円の事業費で計画された雄物川中流部緊急対策事業はどのような経過を見たのか。用地の買収、関係する家屋123戸の移転は何戸進んだのか。雄物川中流地区は約20キロにわたり無堤であるためとあるが、計画の新規築堤10.2キロのうち何キロ完了したのか。</p> <p>・「緊急対策事業」が計画通りに完成していれば、平成22年一昨年6月24・25日の水害はかなりの軽減をみたはず。</p> <p>上流には、玉川ダム・鎧畑ダム・南外ダム・大松川ダム・皆瀬ダム…大小合わせるとかなりのダムがあり、ダムでは洪水が防がれないのが証明された水害である。仮に成瀬ダムができていたとして、どれだけの抑制効果があったのか。</p> <p>・代替案の検討について、現実的なものはあまりなく、そのコストについて代替案の過大仕様にもとづく計算が行われたのではないかと疑わざるを得ない。この50年間ぐらいの洪水を見ても雄物川中流域の、それも流入する中小河川との合流地点に集中しており、主にそれらに的を絞った治水対策こそ求められているはず。例えば、河道掘削については雄物川全川で行うことは現時点では必ずしも必要ではなく、大仙市以北で集中的に行うべき。遊水地案についても周囲堤の仕様は過大であり、もっと実用的で柔軟であるべき。</p> <p>・玉川との合流点から下流、支流土貫川・淀川合流点付近は水害の多発地帯・常襲地帯である。「緊急対策事業」が策定された区間を含めてその上流・下流部分の河川改修を急ぐべきである。雄物川全川にわたって築堤するとか、全川にわたって河道掘削をするとか、膨大な費用を要する工事をするという話ではない。また、10年後とか20年後といった話ではない。</p> <p>・ダムの完成まではまだかなりの年数を要する。また成瀬ダム建設計画が始められてから約40年の年月が経過している。ダム建設は即刻中止し、ダムよりも洪水常襲地帯である「雄物川中流部」の河川改修を重点的にやるべき。</p> <p>・今年6月の洪水はダムの建設より堤防の整備が急務ではないか。</p>	<p>・今回の成瀬ダム建設事業の検証では、「検証要領細目」に示されている26方策について検討を行い、様々な方策を組み合わせることで出来る限り広い治水対策案を立案し概略評価を行った上で、「成瀬ダムを含む治水対策案」と合わせて様々な評価軸で評価を行っています。森林の保全については、流域の森林面積は約7割あり、「現状の森林機能の維持に向けた努力を継続する。」全ての方策に共通するものとしています。</p> <p>「複数の治水対策案」において、「遊水機能を有する土地の保全及び部分的に低い堤防の存置をする区域において、水田等は浸水するが、宅地等は輪中堤及び二線堤により浸水しない。」案についても検討しております。また、堤防かさ上げ案、遊水地案等についても検討しております。</p> <p>・雄物川中流部緊急対策特定区間事業は、現地調査及び用地測量を実施した結果、移転家屋数が123戸から135戸に増加しました。これに伴い、事業期間を平成20年度から平成23年度へ延長し、事業区間についてもL=10.2kmからL=6.2kmに変更しました。事業期間である平成23年度までに、家屋移転を完了させるとともに6.2kmの築堤を完成させております。引き続き、中流部無堤区間の堤防整備の進捗を図ります。</p> <p>・ご意見にありました平成22年一昨年6月24・25日の水害について、秋田県内における平成22年6月の水害実績を確認した結果、6月の水害は確認できませんでした。近年で記憶に新しく、6月24・25日の洪水としては、平成23年6月23日～24日梅雨前線に伴う大雨により雄物川流域で洪水が発生しております（以下「平成23年6月洪水」という。）。</p> <p>ご意見にあった洪水が平成23年6月洪水であると仮定して、平成23年6月洪水においては、築堤が完成していた6.2kmの区間では、浸水被害は発生しませんでした。</p> <p>なお、雄物川中流部は雄物川水系河川整備計画(素案)において、整備計画目標流量を既設ダム及び成瀬ダムによる洪水調節施設と築堤及び河道掘削による河川改修によって、浸水被害の軽減を図る計画としております。</p> <p>・雄物川・玉川合流点より下流の雄物川中流地区は無堤区間が多いため、他地区に比べて治水安全度が低く、水害常襲地域となっていることから、雄物川中流部緊急対策特定区間事業及び沿川で最も家屋の多い強首地区は輪中堤により緊急的に整備してきました。しかし、その上下流には未だ無堤区間が多く残されていることから、河川改修事業により、築堤、河道掘削及び樋門等の整備を計画的に進めているところです。</p> <p>・「成瀬ダム案」においても中流部の治水対策として築堤、掘削などの河川改修を行うこととしています。</p>

表 6.3-13 関係住民からのご意見と検討主体の考え方(5)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
IV. 利水対策案に関するご意見	<p>・今年はおかしくない濁水にみまわれたが、取水制限はあったものの、給水車が出たという話は聞かない。今年は3ぶりの「平年作」であり、まさに「日照りに早魃なし」の格言通りだった。</p> <p>・50年来の猛暑と言われた今年の夏も水田の水不足はなかった。お米もほぼ常作だった。</p> <p>・欲しければいくらでも要請すれば金で安く入手できる「水」、これが今回の具体的検証では何処まで行われたのか。</p> <p>・旧農林水産統計事務所からの水稲被害統計について戦後の分を我々は集積してきた。そのデータ値推移からは、今日では農業に於ける濁水統計値はカウントされなくなっているという事実を、検証過程ではいかに評価されたのか不思議である。</p> <p>・洪水、利水、流水の正常な機能…等々すべて成瀬ダムがあれば問題解決の様に答えられているが、今ある問題を解決する方法について努力されていないように思う。洪水対策は堤防が計画地域住民の声、又水道等の要望のない現実。利水も参画者に必要な量は昔話であり現実的ではないと思う。</p> <p>・9月以降は水利権がないからと田んぼを干し、一方ポンプは勝手に使う。伏流水は国土交通省、農業用水は別、経済産業省も野放し、消雪パイプも使い放題(横手市の一部は制限中、これで地下水低下が起きないはずがない。</p> <p>・国直轄土地改良事業の無駄遣い水路という「成長神話型設計思想」による構造的欠陥を指摘しておく必要がある。それは技術的にも法律的にも「水資源の使い捨て」理念にある。</p> <p>・地下水が不安定になった原因は土地改良事業によって多くの溜め池が消滅したことと用水路を水落のない3面コンクリートにしたことにある。</p> <p>・当土地改良区管内は、今年もかんがい期に干天続きで必要水量が確保できず、不足分を少しでも補うため膨大な電気料金を支払ってまで揚水機を運転し営農を行ってきた。農家経済や改良区の財政にとってこの電気料負担は、毎年のように重くのしかかっているのが現状。従来から農家所得向上に国を挙げて取り組んでいながら、逆行するこのような事態はできるだけ早く解消しなければならぬ。</p> <p>・今夏の猛暑により、河川から安定水量の取水ができず、下流部のみならず、上流部においても水路に水が通らず稲作に影響を与えた。上流部ではカドミ問題があるため、JAIにより漏水管理が指導されているが、今夏の状態では自費で地下水ポンプを使用している。</p> <p>・水系の下流で末端地区で米作しているの、夏の中干し後の水が気になる。</p> <p>・素案では、利水参画者である東北農政局や関係自治体からの利水容量の申し出を鵜呑みしただけで、東北復興や厳しい財政運営のなかでそれらに厳しく切り込むような精査が行われていない。例えば、農業利水では該当地域水田の減水深が29mm/日まで過大に設定されているが、ほとんどの農家が除草剤を効かせるために減水深20mm/日を忠実に守って水管理をしている。また、該当地域の人口については著しい人口減が予想されており、関係自治体の水道水需要予測も過大であるのに、これに対しても切り込んでいない。</p> <p>・今日の自然流量減少のほとんどは、農業利水に飲み込まれてしまったということを指摘しておくことが必要。</p> <p>・最新の人口調査(2010年国勢調査)による推計ではダムが完成しているとされる2030年には、大仙・横手・湯沢市では約4分の1(13,000人)成瀬ダムの水を必要としている人口が減少するようである。大仙市(南外・刈野・大沢郷)・横手市・湯沢市の水道計画は新しい人口予測に基づいて見なおすべきだと考える。最大取水量はいずれの地区においても過大な見積りである。</p> <p>・大仙市の南外地区及び湯沢市は集落間がはなれており、水道管・下水道の敷設及び維持管理に相当なお金がかかり水道料金が高くなることを。今後は高松地区など現在簡易水道を行っているところの上水道を検討しているものと思われるが、本管からの距離が長くて対費用効果の面から見てもいかかと思う。</p> <p>・新規利水(水道事業)についてだが、この扇状地形と盆地で現状の地下水併用で十分で全く無駄な投資である。</p> <p>・大仙市の水道水については、玉川ダムの水の振り替えで十分であり、秋田県に水利権を強く要求すべきだと思う。</p> <p>・該当地域の人口については著しい人口減が予想されており、関係自治体の水道水需要予測も過大であるのに、これに対しても切り込んでいない。玉川ダムの工業用水の余剰振替についても、秋田県に対して転用を求めるとの切り込みはなく、関係自治体への対応は全く不十分。</p> <p>・私たちは、気象観測が大幅に進歩したことを受けて、既存のダムの運用を見直し、貯水した水を効果的に利水に生かすことを提案してきた。皆瀬ダムでは7月1日までに機械的に放流してしまうことはもったいないこと。今日の気象観測網によって半世紀前とは格段に違う精度で気象予測ができるようになったので、少しずつ運用を調整していく試み始めるべき。</p> <p>・皆瀬ダムの運用を改める方がはるかに安くつく。</p> <p>・出羽丘陵にトンネルを掘るとか胆沢ダムから水を持って来るなどというほとんど実現不可能な案まであり、要するにいろいろな案を検討して見たというアリバイづくりに過ぎないかと思う。そんな実現不可能な案を考える暇があったら、たとえば皆瀬ダムの7月の水の運営などについて鵜呑みにするのではなく実地に検証すべきではなかったか。気象情報等により台風の襲来時期や大雨の予測は可能であり、それを基にダムの水を管理することは可能だと考える。</p> <p>・今年は自然界の現況への順応という対応の中でそれ(濁水)を切り抜けた。行政も住民もそれぞれの対応に努力したが、そのコストは30～50年というランニングコスト等と比較した作業も済んだのであろうか。</p>	<p>・「検証要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(中略)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、本検証の検討主体である東北地方整備局は、成瀬ダムの利水参画者(かんがい用水)である東北農政局に対し、ダム事業参画継続の意思等の確認を行ったところ、引き続き事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料をいただきました。この資料に基づき、必要量の算出が妥当におこなわれているか等を東北地方整備局において確認を行い、確認した必要開発量を確保することを基本として新規利水対策案を立案しております。</p> <p>・「減水深については、国営平野平野農業水利事業を所管している東北農政局より以下のとおり伺っております。 「減水深は、地形、土壌、地下水位などによって左右されるため、国営平野平野土地改良事業計画で用いられる減水深は、平野平野地区内のほ場における実測結果に基づき設定している。このため、国営平野平野土地改良事業計画においては、昭和58年～昭和60年の実測結果に基づき、土壌タイプごとに分類し、期別で10mm～29mmと設定している。なお、平野平野地区において、平均減水深が20mm未満の減水深タイプに分類した計画面積は、全体面積の約7割を占めている。」</p> <p>・本検証の検討主体である東北地方整備局が、成瀬ダムの利水参画者(水道用水)である湯沢市、横手市、大仙市に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ確認を行ったところ、各々から引き続き事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料をいただきました。この資料に基づき、必要量の算出が妥当に行われているか等を東北地方整備局において確認を行い、確認した必要開発量を確保することを基本として新規利水対策案を立案しております。</p> <p>・玉川ダムの活用については、複数の新規利水対策案の立案において、大仙市の水道用水を玉川ダムのダム使用権等の振替により確保する案を検討しております。</p> <p>・パブリックコメントのご意見を踏まえ、皆瀬ダムの操作ルールを見直した案について追加検討しましたが、以下の理由から新規利水対策案とすることは困難といたしました。 皆瀬ダムの操作規則に定める洪水期間(7/1～9/30)は、既往の洪水特性などから適切に設定されております。洪水調節容量内に利水容量を確保した場合において、洪水調節容量を確保するため、洪水の発生までに水位を低下させる事前放流が必要となりますが、過去の出水などから検討を行った結果、事前放流による洪水調節容量の確保ができない場合があり、水位を下げきれず治水面にリスクを生じさせる可能性があります。 (第4回検討の場 資料5-2 P2 参照) ・「検証要領細目」に示されている17方案について検討を行い、様々な方策を組み合わせて出来る限り幅広い利水対策案を立案し概略評価を行った上で、「成瀬ダムを含む利水対策案」と合わせて様々な評価軸で評価を行っています。 ・「濁水調整の強化については「濁水時の被害を最小となるような取水制限を行うような種々の措置、指導、要請を行う。」とし、従来より濁水時に行われた手法で、今後も継続して実施するものであり、効果量にかかわらず全てに共通するものとしています。</p>

表 6.3-14 関係住民からのご意見と検討主体の考え方(6)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
IV. 利水対策案に関するご意見	<p>・「地下水取水案」については、地下水位が年々下ってきており水田、飲み水に影響すると思われる反対。</p> <p>・「地下水取水案」は安定的な取水出来るかが不確定であり、地盤沈下への懸念は無視できないことから、治水対策としても早期の成瀬ダム完成を望む。</p> <p>・「地下水取水案」については、目に見えない事が何より安心感を損ない、維持管理上大変だと思ふ。もちろん地盤沈下もマイナス要因。</p> <p>・地下水資源のような対象についての利用と制御に、あらゆる省庁や地域行政機関もからんだプロジェクトを立ち上げるべきであり、出来るエリアからより現実的な提案を少しずつ作り出していくことが肝要ではないのか。</p> <p>・地域社会、環境の面でも、「成瀬ダム案」の環境影響は現状維持されるようになっており、「皆瀬ダム嵩上げ案」は上流の「小安峡」が水没するなどの影響が考えられ、地域振興を阻害する案はよくない。</p> <p>・「皆瀬ダムかさ上げ案」については、小安峡への影響と造成年度が違うもの、かさ上げていくのに不安を感じる。</p> <p>・横手市長は「利水の観点でいうと、かんがい用水が減ることはあり得ないと考えている」と述べているが、横手市の人口が減少するなかで、米の需要が拡大するとは考えられない。</p>	<p>・「地下水取水案」の評価軸ごとの評価「環境への影響」(地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか)において「新たな地下水取水は、地下水位の低下や地盤沈下を起こす可能性がある。」「横手市等より、地盤沈下などの周辺への影響や、将来に渡って安定取水が確保できるかなどの不確定な要素に関する懸念が表明されている。」「また、(生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか)において「地下水位の低下により、近隣の湿地、沼などで生息・生育する動植物に影響があると想定される。」と評価しており、「地下水取水案」を実施する場合には、事業主体においてそれらに関する調査を実施する必要があると考えています。</p> <p>・「皆瀬ダムかさ上げ案」の評価軸ごとの評価「実現性」(技術上の観点から実現性の見通しはどうか)において「皆瀬ダムの堤体の安定性を確認するため、地質調査やフィル堤体強度等の調査など現地における十分な調査が必要である。」「また、「環境への影響」(景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか)において「人と自然との豊かな触れ合いの場について、ダムかさ上げによる貯水池の拡大により、観光地である「小安峡」が水没するため、環境保全措置を講ずる必要がある」と評価しており、「皆瀬ダムかさ上げ案」を実施する場合には、事業主体において、技術上の調査や環境保全措置の検討を実施する必要があると考えています。</p>
V. その他のご意見	<p>・川の生態系や機能のトータルな維持には洪水も濁水も必要。従って、「流水の正常な機能の維持」というのは常時一定の目標(2.8m/s)を確保することによってはなし得ないと捉えるべき。</p> <p>・洪水は森のミネラルを下流域の田畑や海にもたらし恵みともなる。濁水は魚の採餌環境を豊かにするのに欠かせない要因の一つ。ダムは海岸線の侵食や、水質の悪化で米の等級を下げ、収入を半減させる(二風谷ダム等)。ダムは百害あって一利なし。</p> <p>・ダムによって「流水の正常な維持」をはかるという発想は承服できない。東日本大震災からの教訓として、人工物で自然をコントロールできるという人間の不遜な考え方は改めるべき。東北地方は、主に南北に縦断する脊梁山脈からの水の恵みによって育まれており、時には水は洪水を、また時には濁水被害をもたらしたが、東北の豊かな生物多様性は維持されてきた。先進国アメリカでは生態系への影響を考慮してダムを撤去し始めている。そのことから真摯に学ぶべき時と思う。</p> <p>・「成瀬ダム案」において新規水力発電が予定されているので、東日本大震災以降、原発以外の新エネルギー確保が重要視されている事で「利水専用ダム案」をリードしていると思われ、「成瀬ダム案」が残ると思う。</p> <p>・発電にしても水力で常時、発電量が一定で災害時にも心配が無い生活の場。冬期間の降雪は、豪雪地帯でやっかいな雪を、利水。発電に対してはタダの資源となり活用すべきと思う。</p> <p>・流域住民の最大の関心は、近隣の皆瀬ダムや大松川ダムの実態を見てきたから、ダムによる環境への影響についての検討結果だった。「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の中間とりまとめでは、環境への影響の項目で</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水環境に対してどのような影響があるか ●生物多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか ●土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか ●景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか ●その他 <p>について検討を求めているが、今回の素案では「その影響は少ないと考えられる」(素案骨子)として、ほとんど具体的な定量的な検討を行っていない。コストを考えると、環境リスクも考慮しなければならないはず。</p> <p>・自然と人間生活への広範なマイナス面を考えれば、ダムによる治水は方向転換すべき時にきている。遊水地や堤防補強等で対応し、後の世代に清流の川のある美しく豊かな日本を残してやりたい。</p> <p>・森林生態系保護地域につながる貴重な森林資源や溪流相の破壊について、どれだけの検討がなされたのか。</p> <p>・雄物川三十景の一つである赤滝や流域住民の信仰を集める赤滝神社は極めて貴重な自然遺産である。このような自然と景観を保全することは世界のすう勢と言える。この価値をどのように評価したのか。</p> <p>・赤滝の景勝地等も自然遺産として絶対残すべき。</p> <p>・役内川は、上流のダム建設に反対する激しい運動が展開され、ダム建設が中止となり、県南南部の唯一の清流として益々その存在価値が大きいかを国交省担当は認識すべき。我々は秋田湾開発構想に対応した玉川上流のあのこの世のものかと思われる程の景勝地を玉川ダムの湖底に沈めたダム開発を忘れることはできない。不要になった、巨額の経費を投入したダム開発の責任は誰一人としてとらないのが行政と官僚たちである。</p>	<p>・流水の正常な機能を維持するために必要な流量とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設等の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、濁水時において維持すべきであると定められた流量、及び既得の水利流量の双方を満足する流量として設定しております。なお、河川においては洪水から濁水までの流量の変動の下に動植物の多様な生息・生育環境が形成されており、流量の変動も動植物の生息地又は生育地の状況の保全・復元のために重要な要素となります。動植物の生息・生育環境が流量の減少によって大きく変わると考えられる瀬やワンド等においては、濁水時においても生息・生育条件を保つことのできる一定量の流量を確保する必要があると考えております。</p> <p>・評価軸ごとの評価における「実現性」(発電を目的として事業に参画している者への影響の程度はどうか)について「新規利水：かんがい」、「流水の正常な機能の維持」における「利水専用ダム案」以外は、「成瀬ダムに参画している発電事業(秋田県)は、事業実施が不可能となる。」「新規利水：かんがい」、「流水の正常な機能の維持」における「利水専用ダム案」は、「成瀬ダムに参画している発電事業(秋田県)は、利水容量の減少に伴う発生電力量の減少により、事業の採算性への影響が想定される。」と評価しており、発電事業者との調整が必要となると考えています。</p> <p>・「検証要領細目」において、「(イ)各評価軸が定量的評価を行うことは可能か(中略)主として定性的に評価をせざるを得ないが、一部の事項については定量的な表現が可能な場合がある。」とされており、生態系への影響の定量化については、数値を用いて定量的に評価できないものは、どのような差があるかをできる限り評価することとしております。</p> <p>・環境影響評価書(平成11年5月)において、下記のとおり記載しています。</p> <p>「栗駒山・栃ヶ森山周辺森林生態系保護地域(3,693ha)」の一部が成瀬ダム事業区域に分布する(24ha)が、伐採・改変は行わない。ダム事業区域の他にも成瀬川流域には生態系保護地域が広く分布し、その現状が維持されるため、生態系保護地域の保全は図られる。ダム建設による影響は少ないと考えられる。</p> <p>・また、環境保全対策としては、下記のとおり記載しており、景観等に配慮して実施することとしています。</p> <p>[自然環境の保全]</p> <p>多くの貴重動植物を含む多様な生物種の生育・生息の場であるとともに、良好な景観の構成要素である成瀬ダム周辺の自然植生や溪流環境については、新たに出現するダム本体や貯水池等について景観に配慮した計画・設計・施工を行い、山間における良好な景観を創出するように配慮する。また、地形の改変及び森林の伐採は最小限にとどめるものとし、特に、森林生態系保護地域等については、地形の改変及び森林の伐採を可能な限り避けるよう配慮する。</p> <p>[流域の河川・森林の適切な保全と管理]</p> <p>関係機関とともに成瀬川流域の河川・森林の適切な保全と管理を進めていくものとする。</p> <p>・環境影響評価書(平成11年5月)において、下記のとおり記載している。</p> <p>赤滝は、湛水区域のほぼ中央に位置し水没するため、事業の実施に当たっては、成因や現状を詳細に記録し、資料により保存すると評価している。</p> <p>・「成瀬ダム案」の評価軸ごとの評価「環境への影響」(景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか)において、「景勝地である「赤滝」は、湛水区域のほぼ中央に位置し水没するため、現状を詳細に記録し、資料により保存する必要がある。」と評価しており、具体化に当たっては、関係住民とよく調整しながら対応することとしています。</p>

表 6.3-15 関係住民からのご意見と検討主体の考え方(7)

ご意見を踏まえた論点	論点に対するご意見の例	検討主体の考え方
V. その他のご意見	<p>・洪水調節の総合評価については「環境保全措置により…」としているが、これは選択取水設備を指しているのか。しかし、現実はそのような設備をもってしても下流域の濁りは解消していないということを住民は実感している。濁度という客観的具体的な数値で「最新の設備によって濁度はこの程度まで改善される」というような評価がなされるべきではないか。</p> <p>・降雨後の成瀬川とダム建設川(皆瀬川)の合流地点とその下流を見れば歴然としている。正に清流と濁流の違いである。近年下流の鮎釣りの魚体はドンドン小さくなっている。</p> <p>・9年前の秋と思われるが、「ダム建設地調査」に伴って「クマ鷹の巣の落下事件」があったが、自然破壊のダム建設政策は変える時代だと近年世界の常識になりつつある。</p> <p>・大震災を受けて秋田県地震被害想定調査検討委員会では「真屋山地東縁断層帯南部」や複数の活断層が連動して大きな地震が起きる可能性が言及され、専門家の間では「成瀬川断層」の存在についても指摘されている。また、建設地及び周辺では巨大な破碎帯も観測されている。ダム湖の沢筋や周辺では岩手・宮城内陸地震や東日本大震災の影響とみられる崩落が多数見られている。大震災をうけて成瀬ダムの耐震設計を見直す必要はないのか。</p> <p>農業用水の「受益者」といわれる農家負担を免除し、負担を求めないダム建設に違法性はないのか。</p>	<p>・評価軸ごとの評価「環境への影響」(水環境に対してどのような影響があるか)において、「ダム完成後のダム下流への影響について、水質予測によると、水温については夏期から秋期にかけて温水の放流が生じる時期がある一方で貯水位が急激に低下した場合は冷水放流の可能性があるため、環境保全措置として、選択取水設備を設置する必要がある。」「選択取水設備を設置することにより、ダム放流水の濁度は、ほぼ年間を通じて流入水の濁度を下回る一方で洪水後20日程度の濁水の長期化が発生する場合があると予測される。」と評価しており、選択取水設備の適切な運用により濁水の長期化等に対処していくこととしています。</p> <p>・成瀬ダムの猛禽類調査については、平成10年以降「成瀬ダムに係るイヌワシ・クマタカ調査委員会」の指導を受けながら実施しています。現地調査は定点調査と営巣地調査を毎年実施しており、営巣地調査は猛禽類の繁殖に影響を与えないように、適切な時期・適切な方法により実施しており、調査の際は専門家に同行していただいております。「9年前の秋・・・クマ鷹の巣の落下事件」がありました」ということについては、平成16年の調査で造巣を確認したクマタカの巣と思われますが、平成17・18年の営巣地調査では巣を使用した痕跡はなく、平成19年の営巣地調査では巣がなくなっており落巣を確認しています。なお、落巣の要因については不明です。</p> <p>・成瀬ダムでは、活断層の可能性のある第四紀断層の調査結果により、ダム建設に影響を与える可能性のある活断層は無いことを確認しています。</p> <p>・国土交通省所管のダムは、河川管理施設等構造令等に基づき、震度法を基本とする耐震設計を行うこととしています。なお、震度法で設計された国土交通省所管のダムでは、東日本大震災をはじめとする過去の大きな地震において、管理上支障となるような大きな被害や、ダムの安全性に影響を及ぼすような変状は発生しておりません。</p> <p>・成瀬ダムにおいては、「大規模地震に対するダム耐震性照査(案)・同解説(平成17年3月国土交通省河川局)」に沿って、レベル2地震動による耐震性能照査を実施することとしており、この照査に用いる想定地震については、過去に発生した地震の調査、内陸活断層・プレート地震の文献調査を行い、周辺の「横手盆地東縁断層帯」「北上低地西縁断層帯」「真屋山地東縁断層帯」に係る想定地震動等も含めた比較を行った上で、照査用地震動を設定することとしています。</p> <p>・成瀬ダムにおける多目的ダム建設に係る負担金(かんがい受益者負担金相当額を含む)は、法令に基づき秋田県等より納付されています。</p>

6.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取

関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.4 関係利水者からの意見聴取

関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.5 事業評価監視委員会からの意見聴取

事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。